

主な「受検の手引」販売先一覧表

名称	所在地	電話番号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8	03-3433-1575
※同 施工技術総合研究所	〒417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545-35-0212
同 北海道支部	〒060-0003 札幌市中央区北3条西2-8 さつけんビル5F	011-231-4428
同 東北支部	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台北町ビル5F	022-222-3915
同 北陸支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町6-1 興和ビル9F	025-280-0128
同 中部支部	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-17-10 三愛ビル5F	052-962-2394
同 関西支部	〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4 谷町スリースリースビル8F	06-6941-8845
同 中国支部	〒730-0013 広島市中区八丁堀12-22 築地ビル4F	082-221-6841
同 四国支部	〒760-0066 高松市福岡町3-11-22 建設クリエイティブビル4F	087-821-8074
同 九州支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-4-30 いわきビル2F	092-436-3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒901-2122 浦添市字勢理客4-18-1 トヨタマイカーセンター4F	098-879-2097
※同 北部支所	〒905-1152 名護市字伊差川24-1	0980-53-1555

※を除き、郵送販売もしています。

(建設業法に基づく建設機械施工管理技士補および建設機械施工管理技士になるための国家試験)

令和4年度 1級建設機械施工管理技術検定試験

【第一次検定のみ】

受検の手引

受付期間 **令和4年2月15日(火)～3月31日(木)** ※締切日3月31日の消印まで有効

第一次検定		試験日： 令和4年6月19日(日)			
試験地	北広島市	滝沢市	東京都	新潟市	名古屋市
	大阪市	広島市	高松市	福岡市	那覇市

【注意】

注1) 本手引は、「第一次検定のみ」の手引となります。

手引の種類	適用
【第一次検定のみ】	令和4年度に第一次検定だけを受検する方の手引です。 必要な実務経験年数を満たすか、2級技術検定試験の合格者であることが 受検資格要件となります。

注2) 試験地は、都合により変更する場合があります。

注3) 受検申込みの書類を提出後は、氏名および住所の変更に係る変更以外の記載内容は変更できません。この手引を最後までよく読み、記載の内容に同意をしたうえで受検の申込みをしてください。受検の申込みをした場合は、この手引の内容にすべて同意したものとみなします。申込みは、この手引に同封の専用の封筒を使用し簡易書留で郵送してください。他の方法で送付した場合は、その申込みは無効となりますので、注意してください。

注4) 当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込み手続きの代行等を行っている者がいますが、当協会とは一切関係ありません。当協会では、ホームページやチラシに記載の受検の手引の販売窓口について一部委託を行っているほかは、代行機関を一切設置していません。また、受検に関連する講習会等も行っていません。

注5) 建設業法関係法令の改正等により、受検の手引の記載の一部が変更となる可能性があります。変更となる場合は、当協会ホームページでお知らせします。

令和4年度 1級建設機械施工管理技術検定試験(第一次検定のみ)

受検の手引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部
〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8
TEL 03-3433-1575 (平日9:30～12:00、13:00～17:30)
FAX 03-3433-0401 URL <https://jcmanet-shiken.jp/>

「受検の手引・申込用紙」共で1部850円(郵送で請求のときは送料共で1部1,100円)
落丁、乱丁はお取替えいたします。(不許複製)

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般社団法人 **日本建設機械施工協会**

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

1級建設機械施工管理技士となるために

◎1級建設機械施工管理技士となるためには、第二次検定まで合格する必要があります。

*技術検定として実施している試験には、「A：【第一次検定・第二次検定】」、「B：【第一次検定のみ】」、「C：【第二次検定のみ】」の3種類があります。(受検される方のご都合に合わせて選択できます。)

*第一次検定の合格者は、「1級建設機械施工管理技士補」の称号が付与されます。また、主任技術者の要件を満たす者は、専任の監理技術者の配置が義務付けられた工事において、監理技術者補佐になります。ただし、合格証明書の交付申請を行いその交付を受けた者に限ります。

A：【第一次検定・第二次検定】

【第一次検定・第二次検定】の受検の手引により受検申込みを行い、その申込みの年度内に第一次検定と第二次検定の両方を受検する場合の試験です。

受検資格*として、受検種別(第1種～第6種)の建設機械に関する実務経験が必要で、学歴と卒業学科(指定学科と指定学科以外に区分)により、必要な年数が決まっています。

※受検資格については、この手引の7頁をご覧ください。

B：【第一次検定のみ】

【第一次検定のみ】の**本手引**により受検申込みを行い、その試験に合格した翌年度以降に第二次検定を受検しようとする場合の試験です。

受検資格は、前年度までに2級建設機械施工管理第二次検定若しくは2級建設機械施工技術検定(以下、「2級技術検定」といいます。)に合格した者、または上記Aにおける受検資格を満たす者になります。

C：【第二次検定のみ】

【第二次検定のみ】の受検の手引により、下記の①または②に該当する方が、第二次検定だけを受検しようとする場合の試験です。

①上記Aにより、第一次検定を合格した者

②上記Bにより、第一次検定を合格した者のうち、Aの受検資格として必要な実務経験年数を満たす者

試験の種類と概要

試験の種類	試験の概要		
	第一次検定	第二次検定	
	四者択一式筆記試験	記述式筆記試験	実技試験
A 【第一次検定・第二次検定】	全員が受検	全員が受検 ※試験は第一次検定と同一日	第一次検定に合格した者が受検できます。
B 【第一次検定のみ】	全員が受検	第一次検定合格の翌年度以降に、必要な実務経験年数を満たすことで受検できます。	
C 【第二次検定のみ】	(合格済み) ※C①または②の方が対象	全員が受検	全員が受検

はじめに

建設機械施工管理技術検定試験は、一般社団法人日本建設機械施工協会が、建設業法第27条の2により国土交通大臣が指定する機関として、建設機械を使用して施工する建設工事に従事する技術者を対象に実施する技術検定試験です。

この試験は、建設機械施工管理に必要な建設機械の構造および機能や故障対応並びに施工管理法等の知識、建設工事の施工管理に必要な土木工学や法規の知識のほか、施工管理を行う技術者としての能力が所定の水準以上であることを確認するものです。

1級技術検定試験は、建設機械を使用して施工する建設工事現場において、技術者の指導監督的な職務に従事する者を対象に、2級技術検定試験は、建設機械を使用して施工する建設工事現場において、技術者として実務に従事する者を対象に、上記の知識と能力を有するかを判定するものです。

この試験に合格し所定の手続きを行うことで、国土交通大臣から建設機械施工管理技術検定合格証明書が交付され、第一次検定合格者は「1級または2級建設機械施工管理技士補」、第二次検定合格者は「1級または2級建設機械施工管理技士」と称することが認められます。

1級技士補は、2級技士の資格を有するか、必要な実務経験年数を満たすことで「監理技術者補佐」となることができます。監理技術者の専任が求められる現場において、監理技術者の下に監理技術者補佐を配置することで、当該監理技術者はもう1つの現場(監理技術者補佐が配置されている現場に限る。)の監理技術者を兼務することができます。

1級または2級の技士は、建設業の許可に必要な有資格者となれるほか、建設工事の施工現場において、1級技士は監理技術者および主任技術者、2級技士は主任技術者としての資格が与えられます。

受検の申込みおよび受検にあたっての重要な注意事項

1. 受検の申込みは、受検の手引に同封された専用の封筒を使用し、簡易書留により郵送してください。

2. 受検申込みの期限は厳守してください。**期限を過ぎた申込みは受理いたしません。**

申込期限	令和4年3月31日(木) ※当日の消印まで有効
------	-------------------------

3. 受検手数料は、下記の所定の期限までに必ず払い込みしてください。**期限を過ぎて払い込まれた場合は、受検できません。**その場合、受検手数料から所定の事務手数料を差し引いたうえで返還します。**【詳細は5頁】**

第一次検定の受検手数料	令和4年3月31日(木)まで(受検申込書類の送付日まで)
-------------	------------------------------

4. 受検票の発送は、下記を予定しています。

表中【 】内の期日までに届かない場合は、受検者本人から当協会試験部(03-3433-1575)までご連絡ください。

第一次検定	令和4年6月1日(水)【令和4年6月7日まで】
-------	-------------------------

5. 受検当日は、時間に余裕をもって参集してください。災害等のやむを得ない事由により**試験日程の変更や中止となる場合は、当協会のホームページでお知らせします。**

6. **試験の合否に関する電話等による確認や採点に関するお問い合わせには一切お応えできません。**合格発表の方法および日時については44頁でご確認ください。

目次

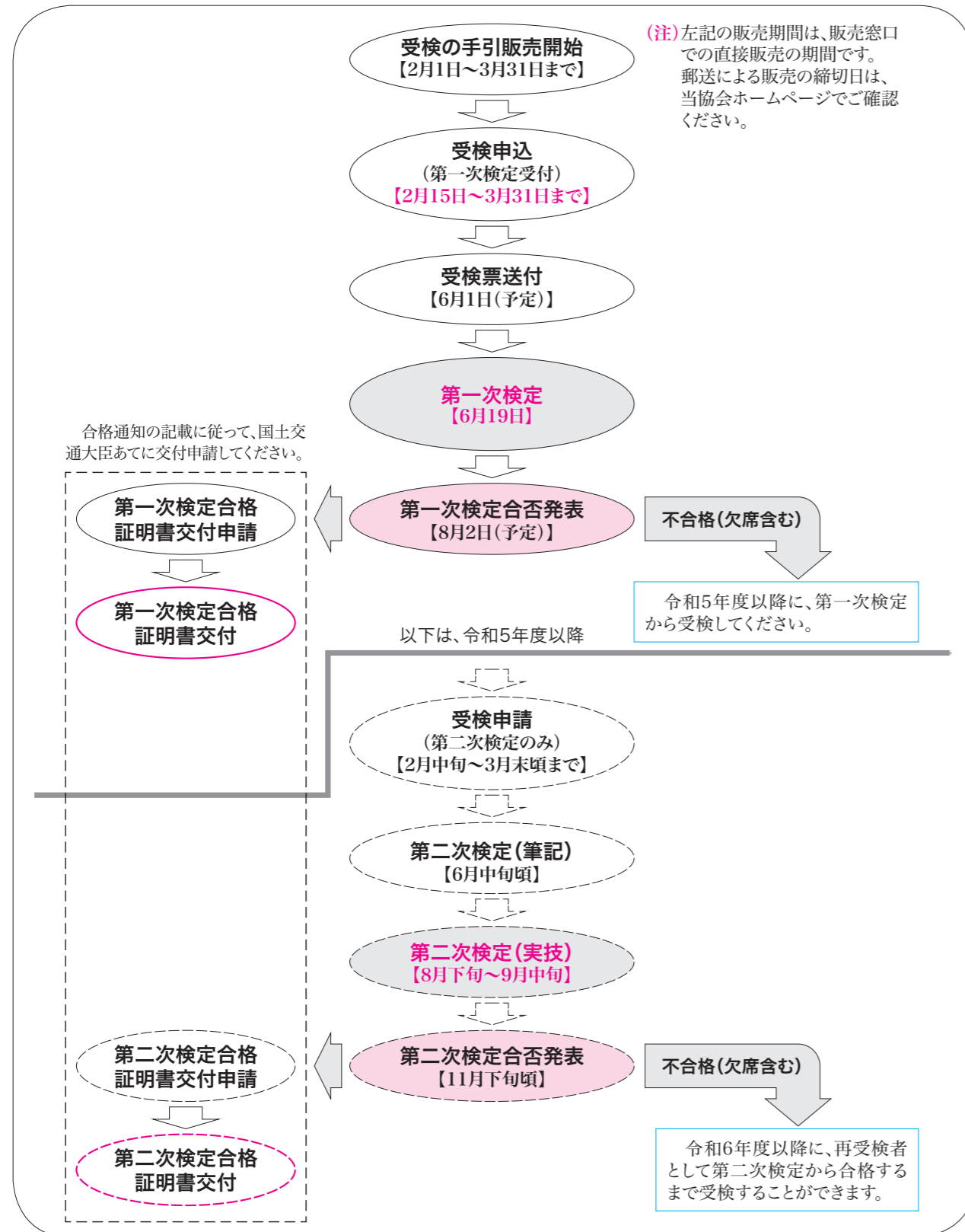
1. 資格取得までの流れ、日程(予定).....	1	8. 試験日程及び試験地等.....	39
1.1 資格取得までの流れ.....	1	8.1 試験の日時.....	39
1.2 主なスケジュール(予定).....	2	8.2 第一次検定の試験地、時間割.....	39
2. 受検者の区分.....	3	9. 試験方法及び内容.....	40
3. 受検の申込み.....	5	9.1 試験方法.....	40
3.1 受付期間、提出先.....	5	9.2 第一次検定.....	40
3.2 受検手数料.....	5	10. 身体の不自由がある方の受検について.....	41
3.3 申込み手順と注意事項.....	5	11. 申込み内容の変更、取り消し手続き.....	41
4. 受検資格.....	7	11.1 住所、氏名等の変更.....	41
○区分(イ)：指導監督の実務経験が1年以上ある者.....	7	11.2 受検の取り消し.....	42
○区分(ロ)：2級合格者で、指導監督の実務経験が1年以上ある者.....	7	12. 受検時の注意事項.....	42
○区分(ハ)：専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者.....	8	13. 合格発表、可否通知.....	44
○区分(ニ)：指導監督の実務経験が1年以上、かつ5年以上の実務経験後に専任の監理技術者の 指導のもとにおける実務経験が2年以上ある者.....	9	14. 合格証明書の交付申請手続き.....	44
5. 実務経験.....	11	15. 合格者の処遇.....	45
6. 提出書類.....	17	16. 不正行為に対する措置.....	45
7. 提出書類の記載方法等.....	19	17. 個人情報の取扱.....	46
7.1 【F票①～④】1級技術検定受検申請書、履歴票.....	19	18. 第二次検定の受検等【参考】.....	46
【F票④】1級技術検定実務経験証明書.....	21	18.1 第二次検定の受検資格.....	46
7.2 【G票⑤】「指導監督の実務経験」または「専任の主任技術者としての実務経験」証明書.....	23	18.2 第二次検定試験.....	46
7.3 【G票⑥】「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」証明書.....	25	18.3 第二次検定合格者の処遇.....	48
7.4 【H票⑦】1級技術検定合格証明書交付申請書.....	28	19. よくある質問.....	50
7.5 【I票⑩、コンピュータ入力票】受検申込書(一般受検者用).....	29	(巻末)各種様式.....	
7.6 【J票⑫、コンピュータ入力票】受検申込書(2級合格要件の受検者および再受検者用).....	33	*再受検者資格確認申請書【様式】.....	55
7.7 【票⑬】郵便振替払込受付証明書貼付用紙.....	35	*郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届【様式】.....	56
7.8 【票⑭、⑮(裏面)】写真票.....	36	*建設機械施工管理技術検定受検取消届【様式】.....	57
7.9 【票⑯】1級建設機械施工管理における実務経験チェックリスト.....	37		
7.10 住民票.....	37		
7.11 卒業証明書.....	37		
7.12 「高度専門士」、「専門士」の称号の証明書類.....	38		
7.13 2級技術検定の合格証明書の写し.....	38		
7.14 土木施工管理技士等の合格証明書の写し.....	38		
7.15 工事契約書の写し.....	38		
7.16 専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類の写し.....	39		
7.17 指導を受けた監理技術者の監理技術者資格者証の写し.....	39		
7.18 再受検者資格確認申請書、郵便局の定額小為替.....	39		

1 級建設機械施工管理技術検定（第一次検定のみ）

1. 資格取得までの流れ、日程(予定)

以下の日程については、都合により変更となる場合があります。その場合は、当協会ホームページ上にてお知らせいたします。

1.1 資格取得までの流れ



1.2 主なスケジュール(予定)

項目	日程	備考	
受検申込期間 (第一次検定受検手数料の払込期間)	令和4年2月15日(火)～3月31日(木)	最終日の消印があるものまで有効 【5頁】	
第一次検定	受検票発送	令和4年6月1日(水)	6月7日午前中までに届かない場合は、試験部へ連絡してください。 【6頁】
	受検地変更期限	令和4年6月8日(水)	引っ越し等のやむを得ない事情の者に限り変更できます。 【42頁】
	受検の取り消し期限	令和4年6月8日(水)	【42頁】
	試験日	令和4年6月19日(日)	【39頁】
	合格発表 合否通知発送	令和4年8月2日(火)	合否、採点に関する問い合わせはできません。 【44頁】

2. 受検者の区分

「第一次検定のみ」の受検者は、下記の(1)2級合格要件の受検者、(2)一般受検者または(3)再受検者のいずれかに区分されます。

2級合格要件の受検者および再受検者は、提出する申込書類の一部(実務経験証明書や卒業証明書等)を省略できますが、再受検者については、これまでに1級技術検定を受検していても再受検者に該当しない場合がありますので、下記の区分の再受検者の該当者であることを必ず確認してください。

(注)「第一次検定のみ」は、令和4年度に第一次検定だけを受検し、令和5年度以降に第二次検定を受検しようとする方が対象です。令和4年度中に第二次検定まで受検しようとする方は、「第一次検定・第二次検定」の受検の手引により申込みをしてください。

(1) 2級合格要件の受検者

令和3年度までの2級合格者(建設機械施工管理第二次検定または建設機械施工の合格者に限る。)は、2級合格を要件として、実務経験証明書や卒業証明書を提出せずに1級第一次検定を受検することができます。2級合格証明書の写しを添付して、5頁の「**3. 受検の申込み**」により申込みをしてください。

なお、第一次検定合格の翌年度以降に「第二次検定のみ」を受検する場合は、一般受検者として実務経験証明書や卒業証明書を提出する必要があります。

(2) 一般受検者

(1)および(3)の受検者を除く、次のいずれかに該当する方が「一般受検者」となります。一般受検者として受検する場合は、7頁の「**4. 受検資格**」の区分(イ)～(ニ)のいずれかの要件を満たす必要があります。受検資格要件を満たす書類を添付して、5頁の「**3. 受検の申込み**」により申込みをしてください。

- ・これまでに1級建設機械施工管理または1級建設機械施工技術検定を受検したことがない方
- ・令和3年度の「第一次検定のみ」を2級合格要件の受検者として受検し、不合格となった方
- ・平成30年度以前に1級建設機械施工技術検定を受検し不合格となった方

なお、「第一次検定のみ」を一般受検者として受検し合格した者は、「第二次検定のみ」を受検する際に、再受検者として実務経験証明書や卒業証明書の提出を省略することができます。

(3) 再受検者(※)

令和元年度以降の1級技術検定を、一般受検者として必要な書類のすべてを提出して受検している方で、次のいずれかに該当する方。(これ以外の方は、(1)の2級合格要件の受検者または(2)の一般受検者となります。)

- ・令和3年度の1級建設機械施工管理技術検定の「第一次検定・第二次検定」の受検者
- ・令和3年度の1級建設機械施工管理技術検定の「第一次検定のみ」の受検者のうち、一般受検者として受検した者
- ・令和元年度または令和2年度の1級建設機械施工技術検定の受検者

※ 再受検者の確認について

再受検者として受検の申込みをする場合は、令和元年度～令和3年度までに受検したときの受検票または合否通知書の写しが必要です。

受検票等を紛失された場合は、以下の「再受検者資格の確認手続き」により再受検者として申込みを行うか、一般受検者として必要な書類すべてを準備して申込みを行ってください。

〈再受検者資格の確認手続き〉

①再受検者であることの確認

必ず受検者本人が当協会試験部へ電話をし、過年度の受検者データとの照合を受け、再受検者であることを確認してください。

②再受検者資格確認申請書の記載

55頁の「再受検者資格確認申請書」をコピーし、必要事項を記入してください。

③事務手数料の払込

郵便局で「定額小為替500円」を購入してください。

④受検申込書の送付

②の書類と③の小為替を、他の受検申込書類とともに所定の封筒に入れ、簡易書留により試験部あてに送付してください。

以上の手続きにより、必要な受検票等の提出を受けたものと見なし、F票①およびJ票での「再受検者」の該当の有無の確認手続きを行います。

なお、①～④の手続きを行わない場合は、一般受検者として必要書類を準備のうえ受検の申込みを行ってください。

受検票等をお持ちの方も、一般受検者として申込みを行ったかが不明の場合は、当協会試験部へ電話し、確認をしたうえで申込みをしてください。

3. 受検の申込み

3.1 受付期間、提出先

受付期間	令和4年2月15日(火)～3月31日(木) (注)
提出先	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

(注)：受付期間最終日当日(令和4年3月31日)の消印があるものまで有効です。必ず受検の手引に同封の**専用の封筒を使用**し、郵便局窓口から簡易書留にて送付してください。

他の方法で送付した場合は、その申込みが無効となりますので注意してください。

3.2 受検手数料

検定区分等	受検手数料	払込期限
第一次検定	14,700円	令和4年3月31日(木)まで

3.3 申込み手順と注意事項

(1) 受検資格の確認

1級建設機械施工管理技術検定の「第一次検定のみ」の受検資格は、次の①または②のいずれかの者になります。受検資格を有することを確認のうえ申込みをしてください。

- ① 2級技術検定(令和2年度までの建設機械施工技術検定、または令和3年度以降の建設機械施工管理第二次検定)の合格者
- ② 7頁からの「**4. 受検資格**」表中の受検資格区分(イ)～(ニ)のいずれかに該当する者

(注)：「第一次検定のみ」の受検者は、令和4年度中に第二次検定の受検はできません。

令和4年度に第二次検定まで受検しようとする方は、「第一次検定・第二次検定」の手引により申込みを行ってください。なお、「第一次検定・第二次検定」の受検に必要な資格要件は、上記②と同じです。

(2) 提出書類の準備

17頁の「**6. 提出書類**」および19頁の「**7. 提出書類の記載方法等**」により、申請書類に必要な事項を記載し、受検の申込みに必要な書類すべてを準備してください。

(注1)：必要な提出書類の不足や記載事項に不備があると、受検できない場合がありますので注意してください。

(注2)：記載例を参考に、必要な事項はすべて記入してください。書類に虚偽の記載がある場合は、法律に基づく処分を受ける場合がありますので注意してください。

(注3)：提出書類によっては準備に時間を要するものもありますので、提出の準備は、期間に余裕をもつて行ってください。

(3) 第一次検定受検手数料の払込

受検の手引に同封の「払込取扱票」により、受検の申込みの期間中に払込を行い、窓口で渡される「郵便振替払込受付証明書」の原本を申請書の貼付欄に貼り付けてください。貼付の際は、はがれないように全面をのり付けしてください。

窓口で渡される「郵便振替払込受付証明書」は、必ずコピーをとり保管してください。当協会から領収書の発行はいたしません。

(注1)：払込をATMで行う場合は、「ご利用明細書」の原本を貼付してください。また、控えとして必ずコピーをとり保管してください。

(注2)：払込は、必ず郵便振替により行ってください。インターネットや電信振替および現金書留等の方法では受付しません。

(注3)：郵便局窓口の営業時間に十分注意のうえ、申込みの受付期間に間に合うように払込を行ってください。

(注4)：期限を過ぎて払込をした場合は、受検の申込みを受付しません。払込された受検手数料は、試験事務手数料を差し引いたうえで7月中旬頃に現金書留により返還します。送付先は、郵便物送付先の住所とします。

(4) 申込書類の提出(郵送)

申込書類一式を、受検の手引に同封の申込み用の専用の封筒に入れて、必ず郵便局の窓口で簡易書留により郵送してください(ポストへの投函はしないでください)。

(注1)：申込みは、受検者ごとに1つの封筒としてください。1つの封筒に複数者の申込書類が入っている場合は、受付を行わず、料金受取人払いにより返送いたします。

(注2)：専用の封筒を使用し、簡易書留により提出してください。これ以外の方法での提出は、直接持参による提出も含め受付しません。受付しない申込書類については、直接持参の場合を除き料金受取人払いにより返送いたします。

(注3)：令和4年3月31日(木)の消印があるものまでが有効です。「3.1 受付期間、提出先」の(注)をご覧ください。(注1)および(注2)により返送された書類を再送する場合も、受付期間を過ぎた場合は受付しません。

(注4)：申込書類の配送確認は、簡易書留の発送時に郵便局窓口で渡される「書留・特定郵便物等受領証」に記載の「お問い合わせ番号」により、日本郵便のホームページ等で確認してください。当協会への問い合わせでは確認できません。

(注5)：受付した申込書類は返却しません。提出いただいた書類は、当協会の規定により、所定の保存期間を経過後速やかに溶解処分いたします。

(注6)：申込書類の審査の結果、受検資格がないと認められた者、および書類の不備等で受検の申込みが不受理となった者には、第一次検定の受検手数料から、試験事務手数料を差し引いたうえで7月中旬頃に現金書留により返還します。送付先は、郵便物送付先の住所とします。

(5) 受検票の送付(予定)

検定区分	受検票発送予定日	備考(配送されない場合の問い合わせ)
第一次検定	令和4年6月1日(水)	令和4年6月7日(火)午前中までに届かない場合*

*備考欄の期日(令和4年6月7日)までに届かない場合は、受検者本人から当協会試験部まで問い合わせをしてください。

(6) その他

受検の申込み後に、住所等に変更があった場合、受検地の変更を希望する場合(引っ越し等を伴うやむを得ない場合に限る。)、受検の取り消しを希望する場合については、41頁の「**11. 申込み内容の変更、取り消し手続き**」をご覧ください。

4. 受検資格

「第一次検定のみ」の受検資格は、2級合格者^{*}の方か、第二次検定の受検資格である次表の区分(イ)～(ニ)のいずれかに該当する方です。17頁の「6. 提出書類」により、各区分に応じて必要な書類を提出してください。

○区分(イ)：「指導監督的実務経験が1年以上ある者」(注1)

最終学歴(注3)または保有資格	必要とする実務経験年数(注2)(最終学歴卒業後に限る)	
	指定学科(注4)	指定学科以外(注4)
学校教育法による ・大学卒業 ・専門学校卒業(高度専門士)	卒業後3年以上の実務経験 (1年以上の指導監督的実務経験を 含む。)	卒業後4年6月以上の実務経験 (1年以上の指導監督的実務経験を 含む。)
学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門学校卒業(専門士)	卒業後5年以上の実務経験 (1年以上の指導監督的実務経験を 含む。)	卒業後7年6月以上の実務経験 (1年以上の指導監督的実務経験を 含む。)
学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)	卒業後10年以上の実務経験 (1年以上の指導監督的実務経験を 含む。)	卒業後11年6月以上の実務経験 (1年以上の指導監督的実務経験を 含む。)
その他の者 (最終学歴が中学校卒業)	卒業後15年以上の実務経験(1年以上の指導監督的実務経験を 含む。)	

○区分(ロ)：2級合格者^{*}で、「指導監督的実務経験が1年以上ある者」(注1)

最終学歴(注3)または保有資格	必要とする実務経験年数(注2)(最終学歴卒業後に限る)	
	指定学科(注4)	指定学科以外(注4)
○2級合格後、5年以上の者	2級合格後に、指導監督的実務経験1年以上を含む5年以上の実務経験がある者。	
○2級合格後、5年未満の者	学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)	次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について2年以上の実務経験後に、指導監督的実務経験1年以上を含む6年以上(通算して8年以上)の実務経験がある者。 ② 卒業後、2級合格の種別について1年6月以上で、他の種別と合わせて3年以上の実務経験後に、指導監督的実務経験1年以上を含む6年以上(通算して9年以上)の実務経験がある者。
	その他の者	次のいずれかの者 ① 2級合格の種別について6年以上の実務経験後に、指導監督的実務経験1年以上を含む6年以上(通算して12年以上)の実務経験がある者。 ② 2級合格の種別について4年以上で、他の種別と合わせて8年以上の実務経験後に、指導監督的実務経験1年以上を含む6年以上(通算して14年以上)の実務経験がある者。

^{*}2級合格者：令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定の合格者、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定の合格者をいいます。

○区分(ハ)：「専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者」(注5)

最終学歴(注3)または保有資格	必要とする実務経験年数(注2)(最終学歴卒業後に限る)	
	指定学科(注4)	指定学科以外(注4)
合格後、3年以上の者	2級合格後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験がある者。	
○2級合格者 [*]	合格後、3年未満の者 学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門学校卒業(専門士)	次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について2年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上(通算して6年以上)の実務経験がある者。 ② 卒業後、2級合格の種別について1年6月以上で、他の種別と合わせて3年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上(通算して7年以上)の実務経験がある者。
	合格後、3年未満の者 学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)	次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について2年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上(通算して6年以上)の実務経験がある者。 ② 卒業後2級合格の種別について1年6月以上で、他の種別と合わせて3年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上(通算して7年以上)の実務経験がある者。
合格後、3年未満の者 その他の者	次のいずれかの者 ① 2級合格の種別について6年以上の実務経験後に、専任の主任技術者としての実務経験1年以上を含む4年以上(通算して10年以上)の実務経験がある者。 ② 2級合格の種別について4年以上で、他の種別と合わせて8年以上の実務経験後に、専任の主任技術者としての実務経験1年以上を含む4年以上(通算して12年以上)の実務経験がある者。	
○その他の者	学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)	卒業後、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む9年6月以上の実務経験がある者。 *上記は、土木施工管理技士等の資格を令和元年度までに取得し主任技術者として従事した場合です。実務経験年数により主任技術者となる場合は、11年以上の実務経験が必要です。 * (注6)を必ず確認してください。
	その他の者	専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む13年以上の実務経験がある者。* (注6)を必ず確認してください。

^{*}2級合格者：令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定の合格者、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定の合格者をいいます。

○区分(二)：「指導監督の実務経験が1年以上(注1)、かつ5年以上の実務経験後に専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が2年以上ある者」(注7)

最終学歴(注3) または保有資格	必要とする実務経験年数(注2)(最終学歴卒業後に限る)	
	指定学科(注4)	指定学科以外(注4)
学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・ 専門士を除く)	卒業後、8年以上の実務経験がある者で、次の①および②の要件を満たす者。 ① 指導監督の実務経験が1年以上ある者。 ② 5年以上の実務経験の後に、専任の監理技術者による指導を受けた実務経験が2年以上の実務経験がある者。	
○2級合格者*	2級合格後に、指導監督の実務経験1年以上と、専任の監理技術者による指導を受けた実務経験が2年以上を含む3年以上の実務経験がある者。	

*2級合格者：令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定の合格者、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定の合格者をいいます。

◎区分(イ)～(二)に係る用語の説明

(注1)	指導監督の実務経験は、実務経験のうち、施工監督等の立場で、部下や下請負者等に対して、建設機械施工に関する技術的な指導監督を行った経験です。詳細は13頁の「5. 実務経験(1)、⑦」をご覧ください。
(注2)	実務経験年数は、受検者が実際に従事した建設工事における建設機械施工の工事期間です。詳細は11頁からの「5. 実務経験(1)、①～③」をご覧ください。 第一次検定の試験の前日(令和4年6月18日)までを実務経験年数として見込むことができますが、見込みの実務経験年数に変更があった場合、必要な修正申告をしないと、不正行為として受検の停止や合格の取消となる場合がありますので注意してください。 実務経験証明書の記載にあたっては、19頁からの「7. 提出書類の記載方法等」をご覧ください。
(注3)	最終学歴は、実務経験の前に卒業した学校となります。定時制または通信制の学校に在学中の経験や入学前の経験を実務経験とする場合は、その実務経験の前に卒業した学校を最終学歴としてください。詳細は12頁の「5. 実務経験(1)、③」をご覧ください。
(注4)	指定学科は、「受検の手引(別冊)」の指定学科・専修学校等一覧でご確認ください。この別冊に記載された学科以外のものが「指定学科以外」になります。
(注5)	専任の主任技術者の実務経験は、建設業法第26条第3項により専任の技術者の配置が義務づけられた工事での主任技術者の経験をいいます。 専任の技術者の配置が必要な工事とは、請負代金額が一定以上となる公共性のある施設等に関する重要な建設工事です。詳細は13頁からの「5. 実務経験(1)⑧、⑧および⑨に係る用語の説明」をご覧ください。
(注6)	建設業法第7条により、実務の経験により主任技術者となるためには以下の実務経験が必要です。 高校および中等教育学校の指定学科の卒業の者は5年以上、指定学科以外を含むその他の者は10年以上の実務経験が必要です。専任の主任技術者の実務経験は、この資格要件を満たした後のものに限られます。 上記のほかに主任技術者となるためには、国土交通大臣が認定する資格(土木施工管理技士等)の資格取得が必要です。この資格を取得している方は、資格証の写しを必ず添付してください。
(注7)	専任の監理技術者の配置が必要な建設工事は、特定建設業の許可を受けた建設業者が、発注者から直接工事を請け負う一定額以上の工事に限られます。詳細は13頁からの「5. 実務経験(1)⑨、⑧および⑨に係る用語の説明」をご覧ください。

◎区分(イ)～(二)に係る学歴について

(※1)	高度専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が4年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上などの規定を満たす教育課程の修了を認定された者をいいます。
(※2)	短期大学卒業には、旧専門学校卒業程度検定規定(昭和18年文部省令第46号)による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。
(※3)	専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が2年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上などの規定を満たす教育課程の修了を認定された者をいいます。
(※4)	高等学校卒業には、旧実業学校卒業程度検定規定(大正14年文部省令第30号)による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。また、次の①～⑦の試験の合格者または卒業者は、高等学校の指定学科以外の卒業者となります。 ① 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による試験 ② 旧大学入学試験検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定 ③ 旧専門学校入学検定規程(大正13年文部省令第22号)による検定 ④ 旧高等学校高等科入学資格試験規程(大正8年文部省令第9号)による試験 ⑤ 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校の尋常科 ⑥ 旧青年学校令(昭和14年勅令第254号)による青年学校本課 ⑦ 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による付属中学、師範学校予科若しくは青年師範学校予科卒業又は修了者。
(※5)	国外の学校を卒業された方の学歴は、13頁の「⑥国外における学歴と実務経験について」をご覧ください。

5. 実務経験

(1) 実務経験とは

建設機械施工管理技術検定における「実務経験」とは、次の①に示す建設工事において、建設機械の適確な操作と統一かつ効率的な運用により施工するために必要な技術上のすべての職務経験をいい、具体的には下記に関するものをいいます。

- ・工事の請負者側の技術者として、建設機械による施工の管理（施工計画の策定、工程管理、品質管理、安全管理、機械管理等を含む）、または指導若しくは監督した経験(補助者としての経験を含む)。
- ・工事の発注者側の技術者として、施工の監督をした経験(補助者としての経験を含む)。
- ・建設機械の運転者若しくは運転助手として、工事の施工に従事した経験(建設機械の点検整備等を含む)。

なお、施工に直接的に関わらない**以下の経験は含まれません**。

- ・設計のみの経験
- ・建設工事の単なる雑務や単純な労務作業、事務系の仕事に関する経験

上記のほか、「⑤国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練について」の一覧に示す職業訓練も実務経験とみなします。

また、国や公共団体が発注する工事や役務の提供等で、建設工事と同等の施工管理により施工されると認められるものについては、実務経験として認められる場合があります。国外での実務経験については⑥を参照してください。

①建設機械施工管理技術検定における建設工事について

建設機械施工管理技術検定における建設工事とは、建設業法第2条に定められた建設工事で、次表の29の工事のうち、②に示す第1種～第6種に該当する建設機械を使用して施工した建設工事が対象です。

建設業法別表第一(第二条、第三条)より

1. 土木一式工事	11. 鋼構造物工事	21. 熱絶縁工事
2. 建築一式工事	12. 鉄筋工事	22. 電気通信工事
3. 大工工事	13. 舗装工事	23. 造園工事
4. 左官工事	14. しゅんせつ工事	24. さく井工事
5. とび・土工・コンクリート工事	15. 板金工事	25. 建具工事
6. 石工事	16. ガラス工事	26. 水道施設工事
7. 屋根工事	17. 塗装工事	27. 消防施設工事
8. 電気工事	18. 防水工事	28. 清掃施設工事
9. 管工事	19. 内装仕上工事	29. 解体工事
10. タイル・れんが・ブロック工事	20. 機械器具設置工事	

②建設機械の種別について

建設機械施工管理技術検定における「建設機械を使用しての施工」とは、次表に示す第1種～第6種に該当する建設機械を使用し施工することをいいます。

建設機械の種別一覧

種別	検定科目	内 容
第1種	トラクター系建設機械	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工
第2種	ショベル系建設機械	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工
第3種	モーター・グレーダー	モーター・グレーダーによる施工
第4種	締固め建設機械	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工
第5種	舗装用建設機械	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等による施工
第6種	基礎工事用建設機械	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工

③学歴と実務経験について

実務経験は、最終学歴となる学校を卒業した後の経験のみとなります。最終学歴以前のものおよび在学中のものは実務経験に含みません。

最終学歴以前の実務経験や職業訓練、定時制または通信制の学校に在学中の実務経験を受検資格要件とする場合は、それ以前に卒業した学校が最終学歴となります。

④指定学科について

指定学科とは、国土交通省令で定められた学科と、国土交通大臣がそれと同等以上と認定した学科で、この受検の手引の別冊「指定学科・専修学校等一覧」に記載しているものです。これ以外のものが、指定学科以外になります。

⑤国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練について

国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練一覧

所在地	施設名	訓練科	準拠しているカリキュラム規定(職能法省令別表)	実務経験とみなす期間
熊本県	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター	熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター短期課程建設 機械運転科	建設機械運転科	5ヶ月
鹿児島県	鹿児島県立吹上高等技術専門学校	鹿児島県立吹上高等技術専門学校 普通課程機械整備系建設機械整 備科	建設機械整備科	1年

注1: 上記は、令和3年11月1日現在までのものです。受検申込みの期限までに追加の認定がある場合は、当協会ホームページにてお知らせします。

注2: 受検資格の区分(ロ)および(ハ)において種別の実務経験とする場合は、職業訓練の期間は「その他の種別での実務経験年数」となります。

注3: 職業訓練を実務経験とする場合は、訓練修了時に職業訓練施設から発行された修了証の写しを実務経験証明書とともに必ず提出してください。

⑥国外における学歴と実務経験について

受検資格の区分(イ)～(ニ)における学歴は、学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。また、実務経験については、国内の建設工事のほか、建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建設工事が対象です。

上記以外の国外における学歴および実務経験を有する者については、国土交通大臣に個別に申請し認定書の交付を受けることで、建設機械施工管理の技術検定を受検することができます。

認定書の交付手続きは、学歴の認定審査で1～3ヶ月、学歴および実務経験の認定審査で6ヶ月程度の期間を要するとされています。受検の申込みの際には、十分な余裕をもって事前に手続きを行ってください。

(認定に関する問合せ先)：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係
TEL：03-5253-8111(内線24-744) FAX：03-5253-1553

⑦指導監督の実務経験について ※受検資格の区分(イ)(ロ)(ニ)に適用

指導監督の実務経験とは、実務経験のうち、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任などの立場で、所属会社の部下や下請負者等に対して、建設機械の操作をはじめとする工事の技術的事項について総合的に指導監督した実務経験をいいます。

この指導監督の実務経験には、建設工事の発注者側の立場で、現場での監督を行う技術者等として総合的に指導監督した実務経験も含まれます。

⑧専任の主任技術者としての実務経験について ※受検資格の区分(ハ)に適用

専任の主任技術者としての実務経験とは、現場技術者の専任が必要な工事(注1)において、主任技術者(注2)を務めた実務経験をいいます。

受検の申込みには、専任の主任技術者としての実務経験(1年以上あること)となるすべての工事について確認できる次表の書類が必要です。

提出書類(A4サイズの写し)	備考
1. 工事契約書	左欄の書類を提出
2. コリンズ工事カルテ(竣工時)、現場代理人・主任技術者届、施工体系図、施工体制台帳	左欄のいずれかの書類を提出

⑨専任の監理技術者の指導のもとでの実務経験について ※受検資格の区分(ニ)に適用

専任の監理技術者の指導のもとでの実務経験とは、受検者が主任技術者となる要件を満たした後、専任の監理技術者の配置が必要な工事で、その監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験をいい、次表の1～3のすべてに該当する必要があります。

専任の監理技術者の指導のもとでの実務経験となる条件
1. 受検者は、専任の監理技術者の指導を受ける前に、主任技術者となる要件(注2)を満たしていること。
2. 受検者が指導を受けた工事は、受検者の所属する会社が元請けとなった専任の監理技術者の配置が必要な工事であって、その所属する会社が特定建設業の許可を受けた者であること。(注3)
3. 受検者と指導を受けた監理技術者は、実務経験の期間中に同一の会社に所属していること。

受検の申込みには、専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験(2年以上あること)となるすべての工事について確認できる次表の書類が必要です。

提出書類(A4サイズの写し)	備考
1. 工事契約書	左欄の書類を提出
2. 該当工事で指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格者証	左欄の書類を提出

《⑧および⑨に係る用語の説明、(注1)～(注3)》

(注1)	現場技術者の専任が必要な工事とは、次の①および②を満たす工事です。 ①建設工事1件の請負代金額が、3,500万円以上(平成28年5月31日までは2,500万円以上)、建築一式工事の場合は7,000万円以上(平成28年5月31日までは5,000万円以上)の工事 ②次のいずれかの建設工事であること。 ・国または地方公共団体が発注した工事 ・鉄道、道路、ダム、河川、港湾、上下水道等の公共性のある工作物の工事 ・電気事業用施設、ガス事業用施設の工事 ・学校、図書館、工場、病院、百貨店、事務所ビル等の公衆または不特定多数の者が使用する施設の工事(個人住宅の建築工事でないもの)
(注2)	主任技術者とは、次の①、②または③のいずれかの者です。 ①2級建設機械施工管理第二次検定(令和2年度以前は2級建設機械施工技術検定)の合格証明書の交付を受けた者 ②上記①以外で、建設業法に定められた国家資格を有する者 ③次のi～iiiのいずれかに該当する者 i. 学校教育法による大学、短大、高等専門学校、専門学校専門課程(高度専門士または専門士)のいずれかにおける指定学科を卒業後、許可業種の建設工事に関し、3年以上の実務経験を有する者 ii. 学校教育法による高等学校、専門学校専門課程(高度専門士および専門士を除く)のいずれかにおける指定学科を卒業後、許可業種の建設工事に関し、5年以上の実務経験を有する者 iii. 上記iおよびii以外で、許可業種の建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者
(注3)	特定建設業者とは、建設業法第3条第1項第2号による許可を受けなければならない者で、専任の監理技術者は、この工事に配置された者となります。 ①工事は、発注者から直接請け負う工事(元請け工事) ②下請代金額の総額が4,000万円以上(平成28年5月31日までは3,000万円以上)、建築一式工事の場合は6,000万円以上(平成28年5月31日までは4,500万円以上)の工事

※⑧および⑨で提出する工事契約書等の写しについて

前述の⑧および⑨で提出いただく工事契約書等の写しは、試験の実施後に、受検者の実務経験について疑義が生じた場合に、実務経験に係る証明書の記載事項と照合するための資料となります。

(2) 実務経験年数の期間について

申請書類(実務経験証明書)への記載は、工種ごと、建設機械の種別ごとに区分してください。実務経験および職業訓練の期間は、重複して申請することはできません。

1つの工事において複数の工種や複数の種別の建設機械での施工を経験した場合、または、ある期間に複数の工事や職業訓練(前述の(1)⑤)を経験した場合は、各経験年数や月数を重複することなく申請してください。

また、建設機械施工に関する実務経験以外の工事経験は、建設機械施工管理の種目における実務経験とはなりません。

① 1つの工事において、複数の工種や複数の種別の建設機械での施工の監督を経験した場合《例①》

工期が12ヶ月の土木一式工事において、工事の施工の監督を行った場合の実務経験期間の考え方の一例です。この場合の実務経験期間は、《例①》最下段の実務経験①～③の合計で8ヶ月となります。なお、工事着手前の施工計画の策定、建設機械の搬入・搬出や工事現場における点検整備等の機械管理に従事した期間があれば、その期間も実務経験とします。

《例①》：施工監督の実務経験(土木一式工事における事例)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
土工工事															
基礎工事															
コンクリート工事															
機械器具設置、内装工事等															
構内舗装工事															
ブルドーザ、ショベルでの施工 実務経験①(4ヶ月)															
建設機械施工ではない期間															
ローラでの施工 実務経験③(2ヶ月)															
くい打機での施工 実務経験②(4ヶ月)															
重複期間(注1) (2ヶ月)															
実務経験①(注2) 【第1種、第2種】(1ヶ月、2ヶ月)				実務経験② 【第6種】(3ヶ月)				該当なし(注3)				実務経験③ 【第4種】(2ヶ月)			

(注1)	例示上段の土工工事と基礎工事のように、工種間で工期が重複する場合は、業務の実態を勘案し当該重複期間を按分してください。 例示下段の場合、重複期間に同程度の期間で施工監督を行った場合のもので、土工工事3ヶ月、基礎工事3ヶ月としています。
(注2)	1つの工種で複数の種別の建設機械による施工が行われたときは、種別ごとに実務経験を整理する必要があります。 例示の土工工事の場合、ブルドーザ(第1種)とショベル(第2種)について、それぞれの建設機械の運転時間の比率などから当該期間を按分してください。按分する場合は、合計の実務経験が実際の期間(例示は、(注1)で整理した3ヶ月の工事期間について、第1種が1ヶ月、第2種を2ヶ月としています。)を超えないようにしてください。
(注3)	建設機械施工管理の種目における実務経験は、前述までのとおり、第1種～第6種に該当する建設機械を使用して施工した建設工事について対象としているため、コンクリートポンプ車等によるコンクリート打設工事、クレーン等による機械器具設置工事などは、実務経験の対象となりません。なお、コンクリート打設を建設機械で施工した場合は、実務経験とすることができます。また、工事の中断等により工事が行われなかった場合は、その月を実務経験の月数から除外してください。

②オペレータとして複数の建設機械での施工をした場合《例②》

12ヶ月の期間、オペレータとして建設機械による施工に従事した場合の実務経験期間の考え方の一例です。この場合の実務経験期間は、《例②》最下段の実務経験①～③の合計で12ヶ月となります。

《例②》：オペレータとしての実務経験(複数の建設機械による施工の事例)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ブルドーザでの施工						ローラでの施工					
ショベルでの施工											
実務経験①(5ヶ月)						実務経験③(3ヶ月)					
実務経験②(6ヶ月)											
重複期間(注1) (2ヶ月)											
実務経験① 【第1種】(4ヶ月)						実務経験② 【第2種】(5ヶ月)					
実務経験③ 【第4種】(3ヶ月)											

(注1) 例示のように、同時期に複数の建設機械で施工した期間がある場合は、実際に従事した工事の日数に応じて重複期間の月数を按分(例示では各1ヶ月)してください。

(3) 種目間の実務経験の重複について(参考)

建設機械施工管理を除く他の6種目(下表①～⑥)では、受検資格となる実務経験を重複することはできません。なお、建設機械施工管理の受検で実務経験としたもので、他の6種目で求める実務経験の対象となるものは、その種目における実務経験とすることができます。

実務経験の重複が認められる種目(注1)	実務経験の重複を認めない種目(注2)
・建設機械施工管理と右記①～⑥の6種目	①土木施工管理 ②建築施工管理 ③電気工事施工管理 ④管工事施工管理 ⑤電気通信工事施工管理 ⑥造園工事施工管理

(注1)	他の6種目の実務経験としたものであっても、建設機械施工管理における実務経験の内容を満たすものであれば、実務経験とすることができます。 また、建設機械施工管理の実務経験(建設機械の運転者若しくは運転助手としての実務経験を除く)は、他の6種目で求める経験内容であれば、その種目の実務経験とすることができます。
(注2)	①～⑥の6つの種目については、1つの種目で実務経験としたものは、その他の種目での実務経験とは認められません。 6種目のいずれかの受検申込みをした後、他の5種目を受検する場合は、実務経験の重複に十分注意してください。

6. 提出書類

提出書類一覧

書 類	書類 No.	2級合格要件の受検者	一般受検者受検者資格の区分				再受検者
			(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
F票	1級技術検定受検申請書	①	○	○	○	○	○
	履歴票	②	○	○	○	○	○
	実務経験証明書(注1)	③	○	○	○	○	×
G票	指導監督の実務経験証明書	④	×	○	○	○	×
	専任の主任技術者実務経験証明書		○	○	○	○	×
	専任の監理技術者のもとにおける2年以上の実務経験証明書	⑤	×	×	×	×	○
H票	1級第一次検定合格証明書交付申請書	⑥	○	○	○	○	○
	1級第二次検定合格証明書交付申請書	⑦	○	○	○	○	○
	1級技術検定全部免除申請書(第一次検定免除用)(注2)	⑧	○	○	○	○	○
	1級技術検定一部免除申請書(第二次検定(実技)免除用)(注3)	⑨	○	○	○	○	○
I票	コンピュータ入力票(※裏面J票)	⑩	×	○	○	○	×
J票	コンピュータ入力票(※裏面I票)	⑪	○	×	×	×	×
	再受検者であることの確認のための前回受検票等の写し(注4)	⑫	○	×	×	×	×
郵便振替払込受付証明書貼付用紙(写真票と1枚綴り)		⑬	○	○	○	○	○
写真票		⑭⑮	○	○	○	○	○
1級建設機械施工管理における実務経験チェックリスト		⑯	×	○	○	○	×
本籍地記載の住民票(6ヶ月以内の取得で、マイナンバー記載がないもの。外国籍の方は、在留資格が記載されたもの)(注5)		—	○	○	○	○	○
卒業証明書(注6)		—	×	○	○	○	×
「高度専門士」または「専門士」の称号を証明する書類(注7)		—	×	△	△	△	△
2級技術検定*の合格証明書の写し(注8)		—	○	△	○	△	△
土木施工管理技士等の合格証明書の写し		—	×	×	×	△	×
工事契約書の写し		—	×	×	×	○	○
専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類(注9)		—	×	×	×	○	×
指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格者証の写し(注10)		—	×	×	×	×	○
再受検者資格確認申請書、郵便局の定額小為替(注11)		—	—	—	—	—	△

凡例 ○：所定の書類に記入または添付し提出するもの

×：書類への記入または添付を省略できるもの

△：該当者のみ必要となるもの(詳細は、19頁からの「7. 提出書類の記載方法等」を参照)

(注1)	国土交通大臣が認定する職業訓練(12頁参照)を実務経験とする場合は、実務経験証明書のほかに訓練修了時に職業訓練施設から発行された修了証の写しを提出してください。
(注2)	本手引による受検者に該当者はいません。(第一次検定の免除を受け、第二次検定から受検する者のための申請書です。)
(注3)	本手引による受検者に該当者はいません。(第二次検定(実技)で、2級技術検定の合格の種別について受検の免除を受けるための申請書です。)
(注4)	下記の①～③いずれかの書類(再受検者としての要件は、3頁の「2. 受検者の区分」で確認してください。) ①令和3年度の「第一次検定・第二次検定」を受検したときの第一次検定の受検票若しくは不合格通知の写し。 ②令和3年度の「第一次検定」を一般受検者として受検したときの受検票若しくは不合格通知の写し。 ③令和元年度または令和2年度の1級学科試験または1級実地試験の受検票若しくは不合格通知の写し。
(注5)	住民票の原本を提出してください。 婚姻等の事由により、住民票の氏名と他の証明書類(卒業証明書等)の氏名が異なる場合は、住民票のほかに氏名の変更経緯がわかる戸籍抄本等の原本も提出してください。 再受検者の方で、過去に提出している書類の氏名や本籍に異動がある場合は、住民票のほかに氏名の変更経緯がわかる戸籍抄本等の原本も提出してください。 この他の詳細は、37頁の「7.10 住民票」をご覧ください。
(注6)	卒業した学校および学科によっては、成績証明書等の添付が必要です。添付の必要の有無は、別冊「指定学科・専修学校等一覧」で確認してください。 提出前に、卒業証明書の記載内容(氏名、生年月日、卒業年月日等)に間違いがないか、必ず確認してください。(学校からの封筒は開封してかまいません。) 卒業証明書は、「卒業後」の実務経験年数を資格要件とする者が提出するものです。最終学歴が中学校卒業の者および2級合格後の実務経験年数だけを資格要件とする者は提出不要です。
(注7)	卒業証明書に「高度専門士」や「専門士」の称号が記載されている場合は提出不要です。 提出前に、証明書の記載内容(氏名、生年月日、卒業年月日等)に間違いがないか、必ず確認してください。(学校からの封筒は開封してかまいません。)
(注8)	2級技術検定*の合格者であることが受検資格の要件となっている者は、必ず提出してください。
(注9)	主任技術者として従事した工事の工事契約書の写しと、コリンズ工事カルテ(竣工時)、現場代理人・主任技術者届、施工体系図、施工体制台帳のいずれか1つの写しを提出してください。(A3判のものは、A4判に縮小して提出してください。)
(注10)	専任の監理技術者の指導を受けた工事の工事契約書の写しと、指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを提出してください。
(注11)	(注4)で提出する前回受検の受検票または不合格通知を紛失し、3頁の再受検者資格の確認手続きをした方は、「再受検者確認申請書」と「定額小為替500円」を必ず同封してください。

※2級技術検定：令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定をいいます。

7. 提出書類の記載方法等

7.1 F票①～④【受検者全員】

申込日を記入

氏名、生年月日、本籍、現住所は、略字等は使用せずに、住民票の記載どおりに楷書で記入してください。
 ・ 年令は、令和4年3月31日現在の満年齢としてください。
 ・ 現住所は、郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名等も正確に記入してください。

R041級 (第一次検定のみ) F票

① 1級技術検定受検申請書

1級の技術検定を受けたので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿
 令和 4年 3月 17日

氏名 田中賢二

検定区分 第一次検定

検定種目 建設機械施工管理

第二次検定受検科目

トラクター系建設機械操作施工法
 ショベル系建設機械操作施工法
 ホータン・グレーダー操作施工法
 締め締め建設機械操作施工法
 舗装用建設機械操作施工法
 基礎工事用建設機械操作施工法
 建設機械施工法
 施工管理
 建設機械組合せ施工法

受検希望地 第一次検定 東京

受検者区分 2級合格要件者(一般受検者)再受検者

履歴票

※受検番号

フリガナ タナカ ケンジ 生年月日 平成 61年 10月 5日 本籍 神奈川県 氏名 田中賢二 (満 35年 5ヶ月)

フリガナ カナガワケン ○○シ △△△ク□□マチ 現住所 神奈川県 〇〇市△△△区□□町1-2 (〒 〇〇〇 - ××××) (TEL 045 - 〇〇〇〇 - ××××)

フリガナ (株)甲建設 土木部工事2課 勤務先 (部・課まで記入) (TEL 03 - 〇〇〇〇 - ××××)

フリガナ 〇〇区△△△3-5-8 勤務先所在地 (〒 〇〇〇 - ××××)

受検資格に直接関係のある最終学歴及びその一つ前の学歴

学校名	学部・学科名	在学期間(修業年限)	卒業(修了)の別
東京都立港工業高等学校	機械科	14年 4月～17年 4月 (3年 0ヶ月)	修了
港区立東京タワー中学校		11年 4月～14年 4月 (3年 0ヶ月)	修了

受検資格に直接関係のある試験・免許

名称	試験もしくは検定に合格した年月日または免許を受けて年月日	備考(合格種別、合格証明書番号)
2級建設機械施工技術検定	27年 12月 6日	第2種 M150000000号
2級建設機械施工管理士	H12年 12月 1日	土木 C110000000号

受検種目に関する実務経験年数

受検種目	うち指導監督的実務経験年数	うち専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数	うち専任の主任技術者実務経験年数
10年 10ヶ月	1年 2ヶ月	2年 0ヶ月	1年 0ヶ月

備考 前回の受検年度 令和 年度 左記の受検番号 ()

(1) 票①の記載

※1 39頁の「8.2(1)」の一覧から、希望する第一次検定の試験地を記入してください。
 (注) 受検者数により希望する試験地とならない場合や、試験会場の都合で試験地が変更となる場合があります。

(2) 票②の記載

※2 ・勤務先は、現在所属している部署の部課名まで記入してください。
 ・自営の方で、現住所と同じ場合は、「現住所と同じ(自営)」と記入してください。
 ・申込みの時点で所属先がない場合は、「所属先なし」または「無職」と記入してください。

(3) 票③の記載 (※5は一般受検者のみ、※6は再受検者のみ記入してください。)

※3 ・最終学歴と一つ前の学歴を記入してください。
 ただし、最終学歴が中学校卒業となる方は、最終学歴のみを記入してください。
 (注) 最終学歴が高校以上(専門学校を含む。)の方は、最終学歴となる学校の卒業証明書が必要となります。
 (18頁の「6. 提出書類(注6)(注7)」を確認してください。)

※4 ・2級建設機械施工または2級建設機械施工管理第二次検定の合格者は、必ず記入してください。
 ・受検資格の区分(ハ)の受検者で、上記以外の土木施工管理などの資格で主任技術者としての実務経験を受検資格とする方は、その資格について記入してください。
 (注) 記載した資格の合格証明書等の写しを、必ず提出してください。

※5 受検種目に関する実務経験年数欄
 F票④で記載する実務経験証明書の作成日までの実務経験年数の合計か、令和4年6月18日までの見込みの実務経験年数を加えた合計のいずれかを記入してください。
 うち指導監督的実務経験年数欄 【受検資格の区分(イ)、(ロ)、(ニ)の者が記入】
 1年以上の実務経験年数について、13頁の「5. 実務経験、(1)の⑦」を参照し、適切に記載してください。
 うち専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数欄 【受検資格の区分(ニ)の者が記入】
 2年以上の実務経験について、13頁の「5. 実務経験、(1)の⑨」を参照し、適切に記載してください。
 うち専任の主任技術者実務経験年数 【受検資格の区分(ハ)の者が記入】
 1年以上の実務経験年数について、13頁の「5. 実務経験、(1)の⑧」を参照し、適切に記載してください。

※5 一般受検者のみ記入してください

※6 ○備考欄(再受検者のみ記入)
 再受検者は、令和元年度以降に一般受検者として受検した方が対象です。前回受検したときの受検年度と受検番号を記入してください。受検票等を紛失された方は、3頁の「2. 受検者の区分」の再受検者資格の確認手続きを参照してください。

◎ 票④の記載については、次頁をご覧ください。

(2級合格要件の受検者および再受検者は、票④および裏面のG票の記入は不要です。)

受検資格に直接関係ある学歴および資格については、卒業証明書および合格証明書(写)を必ず貼付してください。

1級技術検定実務経験証明書

※2級合格要件の受検者および再受検者は記入の必要はありません。

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

証明者 会社名 (株) 甲建設
 所在地 東京都〇〇区△△△3-5-8
 職名 代表取締役社長
 氏名 川島三郎

④ 一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿 令和 4年 3月 17日

受検申請者 氏名 田中賢二 生年月日 平成 61年 10月 5日 証明者との関係 社員

本籍 神奈川県 現住所 神奈川県 〇〇市△△△区□□町1-2

No.	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験	
				工事種別	工事内容	従事した立場	年 月～年 月(年 月)	
1	下田土木(株)	神奈川県〇〇市△△△区2-2	工事部工事課	下水道工事	ショベル施工	監督補助	H23・4～H26・3(3・0)	
2	(株)甲建設	東京都〇〇区△△△3-5-8	土木部工事1課	河川工事	ブルドーザ施工	工事管理補助	H26・4～H30・3(4・0)	
3	同上	同上	土木部工事2課	道路工事	ショベル施工	品質管理係	H30・4～R4・3(2・8)	
4	同上	同上	同上	同上	同上	工事主任	H30・4～R4・3(0・6)	
5	同上	同上	同上	同上	ローラ施工	現場代理人	H30・4～R4・3(0・8)	
6							・～・(・)	
7							・～・(・)	
8							・～・(・)	
9							・～・(・)	
10							・～・(・)	
11							・～・(・)	
12							・～・(・)	
合計	書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数を上記(No.1～No.12)に記入し、合計を右欄に記入してください。 ※ここまでの合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表のNo.13には記入しないでください。						H23・4～R4・3(10・10)	

以下は、書類作成日から令和4年6月18日までの見込みの実務経験の記入欄です。見込みの実務経験年数(月数)を加算すると受検資格を満たす場合に記入してください。

No.	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験	
				工事種別	工事内容	従事した立場	年 月～年 月(年 月)	
13							・～・(・)	

(注1) この証明事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。
 (注2) 実務経験証明書に虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になる場合があります。

※実務経験欄がNo.12までで不足する場合は、別紙に、この書式による一覧を作成のうえNo.12-2、No.12-3として記入し、本紙に添付(ホチキス止め)してください。

(4) 票④の記載（一般受検者のみ記入）

（2級合格要件の受検者および再受検者は、27頁のH票の記入要領まで進んでください。）

※7 証明者の記入欄

- 証明者は、受検者が現在勤務する会社の代表者となります。それ以前に勤務していた会社での実務経験についても、現在の勤務先の証明者によるものとします。
- 申込みの時点で会社に所属していない方については、直前に勤務していた所属先で証明いただくことを原則としますが、その証明を受けることが困難な方については、ご自身を証明者とすることができます。
- 自営の方については、ご自身を証明者としてください。
- ご自身が証明者となる場合は、会社名の欄へ「自営」、「所属先なし」または「無職」と記入してください。

【重要】

- *実務経験証明書は受検者本人が記載し、証明者はその内容について誤りがないことを証明するものです。
- *この実務経験証明書において虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になる場合がありますので、十分に注意してください。
- *実務経験証明書は、提出書類の票⑩「1級建設機械施工管理における実務経験チェックリスト」により、F票およびG票の各記載事項が適切に記載されていることを確認してください。
- *票⑩のチェックリストは、実務経験証明書とともに提出してください。

※8

証明書作成日までの実務経験を記載する欄

- ①勤務先名、勤務先所在地**
受検資格に必要な実務経験年数に係る勤務先が複数ある場合は、過去から現在までの順に経年どおり記入してください。
 - ②所属(部課名)**
所属は、部課名まで記入してください。勤務先が同じでも所属が変わった場合は、行を変えてそれぞれの部署における実務経験を記入してください。
 - ③工事種別**
河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事等、従事した工事の種別を記入してください。
 - ④工事内容**
建設機械施工の実務経験について、使用した建設機械の種別がわかるように工事内容を簡潔に記入してください。実務経験の期間は、「5. 実務経験、(2)」を参照のうえ、建設機械の種別ごとに実務経験年数を整理し、それぞれ行を変えて記入してください。
 - ⑤従事した立場**
従事した建設機械施工における受検者の立場(役職、役割等)を記入してください。実務経験とできる業務と立場については、「5. 実務経験、(1)」を参照してください。
 - ⑥在職期間中の受検種目に関する実務経験**
所属欄の部署における在職期間を記入し、()内へは、在職期間中における建設機械施工に係る従事期間の合計年月を記入してください。
在職期間内に建設機械施工以外の業務に従事した場合は、「5. 実務経験、(2)」を参考に、その期間を除いた建設機械施工に係る従事期間だけを()内に記入してください。
 - ⑦合計欄**
上記までの在職期間と、()内の建設機械施工に係る従事期間の合計を記入してください。
ここまでの実務経験年数で受検資格を満たす方は、次の「※9」の欄には記入しないでください。
- (注) 記入欄が不足する場合は本紙をコピーして、No欄を「12-2、12-3…」のように修正して、受検資格として必要な実務経験年数をすべて記入し、それぞれの用紙に受検者および証明者の氏名を記入し、本紙に添付(ホチキス止め)して提出してください。

※9

証明書作成日以降の実務経験(見込みの月数)を記載する欄

- 上記の「※8」で実務経験年数が受検資格を満たす方は、この欄には記入しないでください。
- 受検資格の実務経験は、第一次検定試験の前日となる令和4年6月18日までに予定する実務経験を、見込みの実務経験として受検申請できます。上記「※8」を参考に、見込みの月数について記入してください。
- (注) 見込みの実務経験に変更が生じた場合は、速やかに修正申請し、実務経験が受検資格を満たさない場合は受検を取りやめ、受検の取り消し手続きを必ず行ってください。
修正申告および受検の取り消しをせずに受検した場合、建設業法に基づく処分が行われる場合がありますので、十分に注意してください。

1級技術検定実務経験証明書							検定区分	
※2級合格要件の受検者および再受検者は記入の必要はありません。							第一次検定	<input type="checkbox"/>
下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。							第二次検定	<input type="checkbox"/>
④ 一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長 殿 令和 4 年 3 月 17 日 受検申請者 氏名 田中賢二 生年月日 昭和 61 年 10 月 5 日 証明者との関係 社員 本籍 神奈川県 現住所 神奈川県 〇〇市△△区□□町1-2 証明者 会社名 (株) 甲建設 所在地 東京都〇〇区△△3-5-8 職名 代表取締役社長 氏名 川島三郎								
No.	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験	
				工事種別	工事内容	従事した立場	年 月	年 月(年 月)
1	下田土木(株)	神奈川県〇〇市△△区2-2	工務部工務課	下水道工事	ショベル施工	監督補助	H23・4	H26・3(3・0)
2	(株)甲建設	東京都〇〇区△△3-5-8	土木部工事1課	河川工事	ブルドーザ施工	工事管理補助	H26・4	H30・3(4・0)
3	同上	同上	土木部工事2課	道路工事	ショベル施工	品質管理係	H30・4	R4・3(2・8)
4	同上	同上	同上	同上	同上	工事主任	H30・4	R4・3(0・6)
5	同上	同上	同上	同上	ローラ施工	現場代理人	H30・4	R4・3(0・8)
6							・	・(・)
7							・	・(・)
8							・	・(・)
9							・	・(・)
10							・	・(・)
11							・	・(・)
12							・	・(・)
合計	書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数を上記(No.1~No.12)に記入し、合計を右欄に記入してください。 ※ここまでの合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表のNo.13には記入しないでください。						H23・4	R4・3(10・10)
以下は、書類作成日から令和4年6月18日までの見込みの実務経験を記入欄です。見込みの実務経験年数(月数)を加算すると受検資格を満たす場合に記入してください。								
No.	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験	
				工事種別	工事内容	従事した立場	年 月	年 月(年 月)
13							・	・(・)

(注1) この証明事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。
(注2) 実務経験証明書に虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になる場合があります。

※実務経験欄がNo.12までで不足する場合は、別紙に、この書式による一覧を作成のうえNo.12-2、No.12-3として記入し、本紙に添付(ホチキス止め)してください。

7.2 G票⑤【一般受検者】

(2級合格要件の受検者および再受検者は、27頁のH票の記入要領まで進んでください。)

受検資格の区分(イ)、(ロ)および(ニ)の方は指導監督的実務経験を、区分(ハ)の方は専任の主任技術者としての実務経験を記入してください。

それぞれの実務経験については、「5. 実務経験、(1)の⑦、⑧」を参照してください。

資格区分(イ)または(ロ)の者が○で囲む 資格区分(ハ)の者が○で囲む 資格区分(ニ)の者が○で囲む

R041級 ※2級合格要件の受検者および再受検者は記入の必要はありません。 G票

⑤「指導監督的実務経験」または「専任の主任技術者としての実務経験」証明書

※受検資格の区分(イ)の受検者は、工事契約書の写し、その工事に専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類を提出してください。(手引38頁)

証明内容(右欄の受検資格区分のいずれか1つを○で囲むこと) 受検資格が(イ)または(ロ) 受検資格が(ハ) 受検資格が(ニ)

④の実務経験のうち、上記○囲った実務経験の内容(通算で1年以上の実務経験となること。)

No.	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	従事期間(工事工期等) 年 月 ~ 年 月(年 月)	請負金額	実務経験の内容			実務経験年数	
							工事種別	工事内容	地位・職名	年	ヶ月
1	(株)甲建設	土木部工事2課	県道〇号舗装工事	△△県〇〇事務所	R3. 1~R3. 6 (0・6)	60,000千円	道路工事	ショベル施工	工事主任	0年	6ヶ月
具体的内容: あなたが担当した業務(施工管理、品質管理、安全管理等)を具体的に記入してください。											
2	(株)甲建設	土木部工事2課	〇〇地先土工工事	□□建設(株)	R3. 7~R4. 2 (0・8)	80,000千円	道路工事	ロープ施工	現場代理人	0年	8ヶ月
具体的内容: 元請工事の工事主任として、路盤施工の工程管理、路盤材料の品質・出来形管理および作業員への安全施工に係る指導等の業務に従事。											
3					(~)					年	ヶ月
具体的内容:											
4					(~)					年	ヶ月
具体的内容:											
合 計										1年	2ヶ月
書類作成日現在までとして、No.1~No.4の合計を右欄に記入してください。 ※この合計で実務経験年数が1年以上を満たす場合は、下表のNo.5には記入しないでください。											
以下は、書類作成日から令和4年6月18日までの見込みの実務経験の記入欄です。見込みの実務経験年数(月数)を加算すると実務経験が1年以上を満たす場合に記入してください。											
No.	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	従事期間(工事工期等) 年 月 ~ 年 月(年 月)	請負金額	実務経験の内容			実務経験年数	
							工事内容	工事内容	地位・職名	年	ヶ月
5					(~)					年	ヶ月
具体的内容:											

(注1) この証明事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。
(注2) 実務経験証明書に虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になる場合があります。

※1

- 証明書作成日までの実務経験を記載する欄
この証明書の作成日までの「指導監督的実務経験」または「専任の主任技術者としての実務経験」について記入してください。
- ①勤務先名、所属(部課名)
F票④に記載の実務経験から該当の工事を選び、その勤務先名と所属(部課名)を記入してください。
- ②工事名
発注者(③を参照)との工事契約書に記載された工事名(契約件名)を記入してください。
- ③発注者名
当該実務経験とする工事を、受検者が所属する会社に直接発注した者が発注者です。下請負工事の場合、その下請負工事を発注した元請等の建設業者が発注者となります。
- ④従事期間(工事工期等)
F票④に記載の実務経験のうち、「指導監督的実務経験」または「専任の主任技術者としての実務経験」に該当する工事に従事した期間と年月を記入してください。
- ⑤請負金額 (14頁の「⑧および⑨に係る用語の説明、(注1)」を参照)
受検者が所属する会社が発注者(③を参照)から直接請け負った工事の請負代金額(税込み)をいいます。工事契約書に記載された金額を記入してください。
- ⑥工事種別、工事内容、地位・職名
F票④に記載した工事種別、工事内容、従事した立場を、それぞれの欄に記入してください。区分(ハ)の方は、「地位・職名」の欄が「主任技術者」である必要があります。
- ⑦具体的内容
《区分(イ)、(ロ)および(ニ)の方》
記載例を参考に、指導監督的実務経験の内容として、施工の管理(施工計画書作成、工程管理、品質管理、出来形管理、出来高管理、安全管理、環境保全対策等)や、部下または下請負者に対して行った技術的指導の内容について、具体的に記入してください。
《区分(ハ)の方》
下記を参考に、専任の主任技術者として従事した建設機械施工の内容を具体的に記入してください。
(例) 主機をバックホウ、主作業を掘削・盛土とする工事で、専任の主任技術者として従事した。
- ⑧実務経験年数
上記④の工事での建設機械施工に係る実務経験年数を記入してください。(F票④で記載した該当工事における実務経験と同じ年月になります。)
- ⑨合計欄
本票に記載した実務経験年月の合計を記入してください。
ここまでの実務経験年数が1年以上で受検資格を満たす方は、次の※2の欄には記入しないでください。

◎ 票⑤と一緒に提出する書類【資格区分(ハ)の受検者】

資格区分(ハ)の受検者は、当該工事で専任の主任技術者として従事した事実が確認できる工事契約書等の写しを提出してください。当該工事は、「5. 実務経験、(1)の⑧」に記載する要件を満たす必要があります。

※2

- 証明書作成日以降の実務経験(見込みの月数)を記載する欄
上記の「※1」で実務経験年数が受検資格を満たす方は、この欄には記入しないでください。
- 受検資格の実務経験は、第一次検定試験の前日となる令和4年6月18日までに予定する実務経験を、見込みの実務経験として受検申請できます。上記「※1」を参考に、見込みの月数について記入してください。
- (注) 見込みの実務経験に変更が生じた場合は、速やかに修正申告し、実務経験が受検資格を満たさない場合は受検を取りやめ、受検の取り消し手続きを必ず行ってください。
修正申告および受検の取り消しをせずに受検した場合、建設業法に基づく処分が行われる場合がありますので、十分に注意してください。

7.3 G票⑥【資格区分(二)の一般受検者】(票⑤と合わせて記入)

(2級合格要件の受検者および再受検者は、27頁のH票の記入要領まで進んでください。)

受検資格の区分(二)の方は、票⑤と合わせて記入してください。

この票の実務経験は、受検者が所属する会社が元請負者となって、発注者から直接工事を請け負った工事で、かつ専任の監理技術者の配置が義務付けられた請負代金額が一定額以上の工事である必要があります。詳細は、「5. 実務経験、(1)の⑨」を参照してください。

⑥「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」証明書

※受検資格の区分(二)の受検者が記入する。このほか、工事契約書の写し、指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格証の写しが必要です。(手引39頁)

④の実務経験のうち、専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験の内容(⑤の指導監督の実務経験を除く)

No.	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	従事期間(工事工期等) 年 月 ~ 年 月(年 月)	請負金額	工事種別	工事内容	専任の監理技術者		実務経験年数 年 ヶ月
									氏名	資格者証番号	
1	(株)甲建設	土木部工事2課	県道口号改良工事	国土交通省	H30.9~R2.12 (2・4)	200,000千円	道路工事	ショベル施工	建設 太郎	△△△	2年 4ヶ月
2					(~)						年 ヶ月
3					(~)						年 ヶ月
4					(~)						年 ヶ月
合計	書類作成日現在までとして、No.1~No.4の合計を右欄に記入してください。 ※この合計で実務経験年数が2年以上を満たす場合は、下記のNo.5には記入しないでください。										2年 4ヶ月

以下は、書類作成日から令和4年6月18日までの見込みの実務経験の記入欄です。見込みの実務経験年数(月数)を加算すると実務経験が2年以上を満たす場合に記入してください。

No.	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	従事期間(工事工期等) 年 月 ~ 年 月(年 月)	請負金額	工事種別	工事内容	専任の監理技術者 氏名	資格者証番号	実務経験年数 年 ヶ月
5											年 ヶ月

(注1) この証明事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。

(注2) 実務経験証明書に虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になる場合があります。

※1

証明書作成日までの実務経験を記載する欄
この証明書の作成日までの「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」について記入してください。

①勤務先名、所属(部課名)
F票④に記載の実務経験から該当の工事を選び、その勤務先名と所属(部課名)を記入してください。

②工事名
発注者(③を参照)との工事契約書に記載された工事名(契約件名)を記入してください。

③発注者名 (注)票⑤とは発注者の定義が異なります。
国、地方自治体、鉄道事業者、有料道路事業者、電気事業者等のほか、民間の発注工事も含まれますが、これらの者から直接請け負った工事が対象です。(建設業者からの下請工事は対象となりません。)

④従事期間(工事工期等)
F票④に記載の実務経験のうち、「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」に該当する工事に従事した期間と年月を記入してください。

⑤請負金額 (14頁の「⑧および⑨に係る用語の説明、(注3)」を参照)
受検者が所属する会社が発注者(③を参照)から直接請け負った工事の請負代金額(税込み)をいいます。工事契約書に記載された金額を記入してください。

⑥工事種別、工事内容、地位・職名
F票④に記載した工事種別、工事内容、従事した立場を、それぞれの欄に記入してください。

⑦専任の監理技術者の氏名、資格者証番号
指導を受けた監理技術者の氏名と、その監理技術者の監理技術者資格者証に記載された資格者証番号を記入してください。

⑧実務経験年数
上記④の工事において、専任の監理技術者の指導のもとでの建設機械施工に係る実務経験年数を記入してください。(F票④で記載した当該工事における実務経験と同じ年月になります。)

⑨合計欄
本票に記載した実務経験年月の合計を記入してください。
ここまでの実務経験年数が2年以上で受検資格を満たす方は、次の※2の欄には記入しないでください。

※2

証明書作成日以降の実務経験(見込みの月数)を記載する欄
上記の「※1」で実務経験年数が受検資格を満たす方は、この欄には記入しないでください。

受検資格の実務経験は、第一次検定試験の前日となる令和4年6月18日までに予定する実務経験を、見込みの実務経験として受検申請できます。上記「※1」を参考に、見込みの月数について記入してください。

(注) 見込みの実務経験に変更が生じた場合は、速やかに修正申告し、実務経験が受検資格を満たさない場合は受検を取りやめ、受検の取り消し手続きを必ず行ってください。
修正申告および受検の取り消しをせずに受検した場合、建設業法に基づく処分が行われる場合がありますので、十分に注意してください。

◎ 票⑥と一緒に提出する書類

資格区分(二)の受検者は、当該工事の工事契約書の写しとともに、指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを提出してください。
当該工事は、「5. 実務経験、(1)の⑨」に記載する要件を満たす必要があります。

日付は記入不要です

R04 1級 H票

⑦ **1級技術検定合格証明書交付申請書**

技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

令和 年 月 日

フリガナ タナカ ケンジ

氏名 田中 賢二

本 籍 神奈川県 神奈川

現 住 所 (〒 〇〇〇 - ××××) (電 045 - 〇〇〇〇 - ××××)
神奈川県 〇〇市△△区□□町1-2

生 年 月 日 昭和 平成 61 年 10 月 5 日生

技術検定の種目、級及び区分 建設機械施工管理、1級、第一次検定

⑧ **1級技術検定合格証明書交付申請書**

技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

令和 年 月 日

フリガナ

氏名

本 籍 都道府県

現 住 所 (〒 -) (電 - -)
都道府県

生 年 月 日 昭和 平成 年 月 日生

技術検定の種目、級及び区分 建設機械施工管理、1級、第二次検定

⑨ **1級技術検定全部免除申請書** ※番号

1級の技術検定の下記検定の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿 令和 年 月 日

フリガナ

氏名

生 年 月 日 (昭和・平成) 年 月 日生 本 籍 都道府県

年 令 満 年 月 現 住 所 都道府県

※ 免 除 番 号 受検種目 建設機械施工管理 免除を受けようとする試験 第一次検定試験・第二次検定試験

試験を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許 名称 試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日 備考
1級建設機械施工技術検定学科試験 令和 2 年 月 日

(注) ※印の欄は記入しないこと。

⑩ **1級技術検定一部免除申請書** ※番号

1級の技術検定の下記の検定科目の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿 令和 年 月 日

フリガナ

氏名

生 年 月 日 (昭和・平成) 年 月 日生 本 籍 都道府県

年 令 満 年 月 現 住 所 都道府県

※ 免 除 番 号 受 検 種 目 建設機械施工管理

免除を受けようとする検定科目 検定区分 検定科目
第二次検定 () 操作施工法

免除を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許 名称 試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日 備考
2級建設機械施工技術検定 (第 種) (昭和・平成・令和) 年 月 日 号
2級建設機械施工管理第二次検定
2級建設機械施工技術検定 (第 種) (昭和・平成・令和) 年 月 日 号
2級建設機械施工管理第二次検定

※該当する検定名を○で囲んでください。

(注) ※印の欄は記入しないこと。

7.4 H票⑦【受検者全員】

1級合格証明書交付申請書(票⑦)

本申請書は、第一次検定に合格した者が国土交通大臣あてに提出するものですが、証明書交付の手続きを確実にを行うため、あらかじめ記入し提出いただくものです。

左記の記載例を参照し、氏名、本籍、現住所、生年月日を正確に記入してください。

第一次検定に合格された方へは、合格通知書とともに、左記の内容を印刷した合格証明書交付申請書が送付されますので、内容を確認のうえ、収入印紙貼付欄に収入印紙を貼付し、合格通知書に記載の送付先まで簡易書留で送付してください。

7.5 I票①【一般受検者】

(2級合格要件の受検者および再受検者は、33頁のJ票の記入要領まで進んでください。)

① 04 1級

第一次検定のみ(一般受検者)

I票

コンピュータ入力票

は全箇所必ず記入または該当番号に○をつけること

誤って記入した場合は、記入した箇所に、二重線を引き訂正してください。訂正印は不要です。

1級建設機械施工管理(第一次検定のみ)受検申込書

標記の検定を受検したいので下記のとおり申し込みます。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿 令和4年03月17日 整理番号

フリガナ タナカ ケンシ 氏名 田中 賢二 性別 男 1 生年 昭和 2 6 1 年 1 0 月 0 5 日

フリガナ 通称名 本人と連絡のとれる電話(携帯)・FAX TEL. 090-0000-XXXX FAX. 03-0000-XXXX

〒0000-XXXX 東京都 〇〇区△△△3-5-8 (株)甲建設 土木部 工事2課内 TEL. 03-0000-XXXX

所在地 都・道 府・県 会社名 TEL. - -

業種 01. 中央官庁(先機関を含む) 05. 建設業(建築工事業) 09. 建設業(舗装工事業) 13. 建設コンサルタント
02. 地方公共団体 06. 建設業(とび・土工工事業) 10. 建設業(電気通信工事業) 14. その他
03. 公団・公社・独立行政法人等 07. 建設業(電気工事業) 11. 建設業(造園工事業)
04. 建設業(土木工事業) 08. 建設業(管工事業) 12. 建設業(その他の工事業)

学校 1. 大学 2. 短大、高等専門学校(5年制) 3. 高等学校 4. 中学校 5. 専門学校(高度専門学校)
6. 専門学校(専門士) 7. 専門学校(5,6以外) 8. その他 () 3

学科 (東京都立港工業高等) 学校 () 学部 (機械) 学科 01

卒業・修了年 昭和 平成 令和 1 7 年 0 3 月 卒業 修了 修業年数 3 年 0 0 月

※最終学歴の一つ前の学歴 ※最終学歴で「6. その他」を選んだ方は、上記欄に準じて、最終学歴の一つ前の学校番号・学科コード番号を右の枠内に記入してください。

希望する第一次検定の受検地

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
北	滝	東	新	名	大	広	高	福	那
海	沢	京	潟	古	阪	島	松	岡	覇

受検資格の該当する区分を○で囲み、その該当欄をすべて記入すること

受検資格	実務経験年数	①(左記の実務経験のうちの下記実務経験年数)
区分(イ)	10年 10月	指導監督的実務経験年数 01年 02月
区分(ロ)	年 月	指導監督的実務経験年数 年 月
区分(ハ)	年 月	専任の主任技術者の実務経験年数 年 月
区分(ニ)	年 月	指導監督的実務経験年数 年 月
		専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数 年 月

2級合格年月 昭和 平成 令和 1 2 3 年 月

左記①の経験時期(区分(ロ)、(ハ)、(ニ)の者) ※

昭和	1	年	月	昭和	1	年	月
平成	2	年	月	平成	2	年	月
令和	3	年	月	令和	3	年	月

※区分(ニ)は、専任の監理技術者の指導のもとにおける経験時期

受検者氏名 田中 賢二 (注) この申込事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。

着色部 の欄は、すべて記入または該当番号に○をつけてください。誤って記入した場合は、記入箇所にて二重線を引いて訂正してください。訂正印は不要です。

※1 ①申込日 書類作成日(F票の申込日)の日付を記入してください。一桁の数字の場合は、二桁目の数字欄に0(ゼロ)を記入してください。(以下、数字の記入については同様です)

②氏名、本籍地等 氏名は、略字等は使用せずに、住民票の記載どおりに楷書で記入してください。フリガナは、印字文字数に制限があるため、氏名ともに10文字以内の計20文字までとし、これを超える場合は、イニシャル等により短縮して記入してください。「本人と連絡のとれる電話(携帯)・FAX」欄へは、受検者本人と確実に連絡のとれる電話・FAX番号を記入してください。申込書の記載事項等について確認が必要な場合、この連絡先へ連絡します。本籍地は、住民票の記載に合わせ該当する番号に○をつけてください。外国籍の方は、「48」に○をつけ、国籍を下欄に記入してください。

※2 ③郵便物送付先住所、現在の勤務先 郵便物送付先住所は、受検票や可否通知等を郵送する先の住所です。郵便物を確実に受け取ることができる住所を記入してください。自宅等を送付先とする場合は、郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名等まで正確に記入し、現在の勤務先欄に所属先の所在地、会社名と部署名を記入してください。勤務先を記入する場合、株式会社→(株)、有限会社→(有)とし、会社名の後に「内」をつけてください。送付先を勤務先とする場合は、左記の記載例のように、住所欄に会社名と所属部署まで記載し、「勤務先と同じ住所」の「1」に○をつけることで、「現在の勤務先」の所在地と会社名を省略することができます。

④業種 業種欄は、業種一覧の該当する番号に○をつけ、右端の枠内にその番号を記入してください。なお、「14. その他」の場合は、()内へ、業種(無職を含む)についてできるだけ具体的に記入してください。

※3 ⑤最終学歴(学校欄) 学校一覧の該当する番号に○をつけ、右端の枠内にその番号を記入してください。国外における学歴については、13頁の「5. 実務経験」の⑥による国土交通大臣の認定を受けた学歴に相当する学校としてください。学歴を「8. その他」とした場合は、()内へ、卒業または修了証明書に記載された学校名を正確に記入してください。

⑥最終学歴(学科欄) 中学校卒業以外の方は、提出する卒業または修了証明書に記載された学校名、学部名、学科名を正確に記入してください。また、この手引の別冊の「指定学科・専修学校等一覧」で、該当する学科コードを確認し、そのコード番号を右端の枠内に記入してください。指定学科以外の方は、コード番号として「00」を記入してください。中学校卒業の方は、学校名のみ記入し、学部および学科は記入する必要はありません。

⑦最終学歴(卒業・修了年月欄) 年号および卒業・修了の別について、該当する番号に○をつけ、修業年数も必ず記入してください。

⑧最終学歴の一つ前の学歴 ⑤で、最終学歴を「8. その他」とした方は、その最終学歴の一つ前の学歴として、その学校番号および学科コード番号を記入してください。なお、一つ前の学歴が中学校卒業の場合は、学科コード番号の記入は必要ありません。

※4 ⑨希望する受検地 F票①に記載した希望の受検地について、第一次検定の受検地の該当番号に○をつけてください。

※5 次頁をご覧ください。

※5の記載

①実務経験年数等

受験資格の区分に応じて、次の要領で記入してください。

《受験資格区分(イ)の者》

①欄 区分(イ)を○で囲み、実務経験年数は、F票④のNo1～12までの合計年数、またはその合計年数にNo13の見込みの実務経験年数を加えたものを記入してください。

②欄 指導監督的実務経験年数は、G票⑤のNo1～4までの合計年数、またはその合計年数にNo5の見込みの実務経験年数を加えたものを記入してください。

受験資格の区分に応じて、該当する欄をすべて記入すること

受験資格	実務経験年数	①(左記の実務経験のうち下記実務経験年数)											
区分(イ)	10年10月	指導監督的実務経験年数											
区分(ロ)		指導監督的実務経験年数											
区分(ハ)		専任の主任技術者の実務経験年数											
区分(ニ)		指導監督的実務経験年数											
		専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数											

①欄

②欄

区分(ロ)、(ハ)、(ニ)で2級合格者は必ず記入すること

2級合格年月	昭和	平成	令和	年	月
	1	2	3		

左記①の経験時期(区分(ロ)、(ハ)、(ニ)の者)※

昭和	平成	令和	年	月
1				
2	03年01月			
3				

※区分(ニ)は、専任の監理技術者の指導のもとにおける経験時期

記入の必要はありません

《受験資格区分(ハ)の者》

①欄 区分(ハ)を○で囲み、実務経験年数は、F票④のNo1～12までの合計年数、またはその合計年数にNo13の見込みの実務経験年数を加えたものを記入してください。

②欄 専任の主任技術者の実務経験年数は、G票⑤のNo1～4までの合計年数、またはその合計年数にNo5の見込みの実務経験年数を加えたものを記入してください。

③欄 2級技術検定の合格者は、2級技術検定の合格年月を③欄へ記入してください。

④欄 専任の主任技術者としての実務経験の経験時期について、④欄へ記入してください。

(注) 2級合格から3年以上の者は、指導監督的実務経験が2級合格以降であること、2級合格から3年未満の者、および2級合格者以外で実務経験が13年未満の者は、専任の主任技術者の実務経験前の種別の実務経験が、区分要件を満たしていることを必ず確認してください。

受験資格の区分に応じて、該当する欄をすべて記入すること

受験資格	実務経験年数	①(左記の実務経験のうち下記実務経験年数)											
区分(イ)		指導監督的実務経験年数											
区分(ロ)		指導監督的実務経験年数											
区分(ハ)	10年10月	専任の主任技術者の実務経験年数											
		指導監督的実務経験年数											
区分(ニ)		専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数											

①欄

②欄

③欄

区分(ロ)、(ハ)、(ニ)で2級合格者は必ず記入すること

2級合格年月	昭和	平成	令和	年	月
	1	2	3	27	12

左記①の経験時期(区分(ロ)、(ハ)、(ニ)の者)※

昭和	平成	令和	年	月
1				
2	03年01月			
3				

※区分(ニ)は、専任の監理技術者の指導のもとにおける経験時期

④欄

《受験資格区分(ロ)の者》

①欄 区分(ロ)を○で囲み、実務経験年数は、F票④のNo1～12までの合計年数、またはその合計年数にNo13の見込みの実務経験年数を加えたものを記入してください。

②欄 指導監督的実務経験年数は、G票⑤のNo1～4までの合計年数、またはその合計年数にNo5の見込みの実務経験年数を加えたものを記入してください。

③欄 2級技術検定の合格年月を③欄へ記入してください。

④欄 指導監督的実務経験の経験時期について、④欄へ記入してください。

(注) 2級合格から5年以上の者は、指導監督的実務経験が2級合格以降であること、2級合格から5年未満の者は、指導監督的実務経験前の種別に関する実務経験が、区分要件を満たしていることを必ず確認してください。

受験資格の区分に応じて、該当する欄をすべて記入すること

受験資格	実務経験年数	①(左記の実務経験のうち下記実務経験年数)											
区分(イ)		指導監督的実務経験年数											
区分(ロ)	10年10月	指導監督的実務経験年数											
区分(ハ)		専任の主任技術者の実務経験年数											
区分(ニ)		指導監督的実務経験年数											
		専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数											

①欄

②欄

③欄

区分(ロ)、(ハ)、(ニ)で2級合格者は必ず記入すること

2級合格年月	昭和	平成	令和	年	月
	1	2	3	27	12

左記①の経験時期(区分(ロ)、(ハ)、(ニ)の者)※

昭和	平成	令和	年	月
1				
2	03年01月			
3				

※区分(ニ)は、専任の監理技術者の指導のもとにおける経験時期

④欄

《受験資格区分(ニ)の者》

①欄 区分(ニ)を○で囲み、実務経験年数は、F票④のNo1～12までの合計年数、またはその合計年数にNo13の見込みの実務経験年数を加えたものを記入してください。

②欄 指導監督的実務経験年数は、G票⑤のNo1～4までの合計年数、またはその合計年数にNo5の見込みの実務経験年数を加えたものを記入してください。
専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数は、G票⑥のNo1～4までの合計年数、またはその合計年数にNo5の見込みの実務経験年数を加えたものを記入してください。

③欄 2級技術検定の合格者は、2級技術検定の合格年月を③欄へ記入してください。

④欄 専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験の経験時期について、④欄へ記入してください。

(注) 専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験は、実務経験が5年以上後のもので、指導監督的実務経験と実務経験の期間に重複がないことを確認してください。

受験資格の区分に応じて、該当する欄をすべて記入すること

受験資格	実務経験年数	①(左記の実務経験のうち下記実務経験年数)											
区分(イ)		指導監督的実務経験年数											
区分(ロ)		指導監督的実務経験年数											
区分(ハ)		専任の主任技術者の実務経験年数											
区分(ニ)	10年10月	指導監督的実務経験年数											
		専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数											

①欄

②欄

③欄

区分(ロ)、(ハ)、(ニ)で2級合格者は必ず記入すること

2級合格年月	昭和	平成	令和	年	月
	1	2	3	27	12

左記①の経験時期(区分(ロ)、(ハ)、(ニ)の者)※

昭和	平成	令和	年	月
1				
2	30年09月			
3				

※区分(ニ)は、専任の監理技術者の指導のもとにおける経験時期

④欄

7.6 J票⑫【2級合格要件の受検者および再受検者】

(一般受検者は、裏面のI票(記載要領は前項)に記入してください。)

本J票は、次のいずれかの方が、「第一次検定のみ」を受検する場合の申込書です。

- ・2級合格者としての受検資格要件で受検する方
- ・令和元年度または令和2年度に、一般受検者として実務経験証明書等の必要書類のすべてを提出し、1級の「学科試験・実地試験」を受検した方
- ・令和3年度に、一般受検者として実務経験証明書等の必要書類のすべてを提出し、1級の「第一次検定のみ」または「第一次検定・第二次検定」を受検した方

⑫04 1級 第一次検定のみ(2級合格要件の受検者、再受検者) J票

コンピュータ入力票 は全箇所必ず記入または該当番号に○をつけること

誤って記入した場合は、記入した箇所に、二重線を引き訂正してください。訂正印は不要です。

1級建設機械施工管理(第一次検定のみ)受検申込書

標記の検定を受検したいので下記のとおり申し込みます。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿 令和4年 03月 17日 整理番号

※この欄は記入しないでください

フリガナ	田中 賢二	フリガナ	
氏名		氏名	
フリガナ		フリガナ	
通称名		通称名	

性別 男 女 生年月日 昭和 61年 10月 05日 (旧)本籍地番号

本籍地 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 岡山県 広島県 山口県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 長門県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 (国籍を記入)

郵便物送付先住所 〒0000-XXXX 東京 〇〇区△△△3-5-8 (株)甲建設 土木部 工事2課内 TEL 03-0000-XXXX

希望する第一次検定の受検地

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
北	滝	東	新	名	大	広	高	福	那
広	沢	京	潟	古	阪	島	松	岡	覇
島									

本人と連絡のとれる電話(携帯)・FAX
TEL 090-0000-XXXX FAX 03-0000-XXXX

受検者の区分	2級合格年度	2級技術検定合格証明書番号
第一次検定のみ(2級合格要件の受検者) 1	平成 27年度	-M150000000
再受検者 2		

○区分に応じて右欄へ記入してください。

前回の受検年度	前回の受検番号
平成 1 年度	
令和 2 年度	

○前回の受検票または不合格通知の宛名裏面をコピーし、必ず同封してください。

受検者氏名 田中 賢二 (注) この申込事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。

着色部 の欄は、すべて記入または該当番号に○をつけてください。誤って記入した場合は、記入箇所に二重線を引いて訂正してください。訂正印は不要です。

再受検者は、前回試験の受検票または不合格通知の写しが必要です。受検票等を紛失され、3頁の「2. 受検者の区分」の「再受検者資格の確認手続き」をした方は、空欄部に「小為替同封」と記載のうえ、定額小為替500円分を同封してください。

(注) 受検票等を紛失した方は、4頁の「再受検者資格の確認手続き」により、再受検者としての資格の確認を受けて申し込むか、必要書類をすべて準備のうえ「一般受検者」として、裏面のC票により申込みを行ってください。

※1 ①申込日
書類作成日(F票の申込日)の日付を記入してください。一桁の数字の場合は、二桁目の数字欄に0(ゼロ)を記入してください。(以下、数字の記入については同様です。)

※2 ②氏名、本籍地等
氏名は、略字等は使用せずに、住民票の記載どおりに楷書で記入してください。
フリガナは、印字文字数に制限があるため、氏名ともに10文字以内の計20文字までとし、これを超える場合は、イニシャル等により短縮して記入してください。
前回受検から氏名、本籍に変更がある方は、右欄に前回受検時の氏名、本籍を記入するとともに、変更の事実が確認できる戸籍抄本等の原本を提出してください。

※3 ③郵便物送付先住所
郵便物送付先住所は、受検票や可否通知等を郵送する先の住所です。郵便物を確実に受け取ることができる住所を記入してください。自宅等を送付先とする場合は、郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名等まで正確に記入してください。勤務先を記入する場合は、会社名と部署名を記入し、株式会社→(株)、有限会社→(有)とし、会社名の後に「内」をつけてください。

※4 ④希望する第一次検定の受検地
F票①に記載した希望の受検地について、第一次検定の受検地の該当番号に○をつけてください。

※5 ⑤本人と連絡のとれる電話(携帯)・FAX
申込書の記載事項等について確認が必要な場合、この連絡先へ連絡します。
受検者本人と確実に連絡のとれる電話番号、FAX番号を記入してください。

※6 ⑥受検者の区分
3頁の「2. 受検者の区分」により、2級合格要件の受検者は「1」に、再受検者は「2」に○をつけてください。

⑦2級合格年度、2級技術検定合格証明書番号
2級合格要件の受検者は、手持ちの合格証明書に従って、合格年度と証明書番号を記入してください。

⑧前回の受検年度、前回の受検番号
再受検者は、前回受検したときの受検年度と、受検番号を記入してください。
再受検者の要件は、左記の上段の記載および3頁の「2. 受検者の区分」をご覧ください。

7.7 票⑬(郵便振替払込受付証明書貼付用紙)【受検者全員】

- ※1
- ①郵便振替払込受付証明書の貼付
郵便局の窓口で第一次検定の受検手数料(14,700円)を払い込んだ際に受け取る「郵便振替払込受付証明書(原本)」を、貼付欄へ貼付してください。
貼り付ける際は、はがれないよう全面をのり付けし確実に貼り付けてください。
 - ②払込人住所氏名欄への記載
受検者本人の氏名を必ず記入してください。
所属会社等の第三者が払い込む場合は、その者の住所氏名とともに、受検者本人の氏名を()書きで記入するようにしてください。
- (注) 受検手数料の払込については、5頁を参照してください。
ATMで払い込んだ場合は、「ご利用明細票」の原本を貼付してください。また、明細票はコピーを必ずとり保管するようにしてください。

F票①で記入した第一次検定の希望受検地と、受検者の氏名を記入してください。

R04 ⑬ (第一次のみ)

受検者番号	※
-------	---

郵便振替払込受付証明書
(払込人→郵便局→払込人)

口座振替
00170-5-71122

一般社団法人 日本建設機械施工協会

金額
千 百 十 万 千 百 十 円
1 4 7 0 0

※ (〒000-XXXX)

払込人住所氏名
神奈川県〇〇市
△△区□□町1-2
田中 賢二
(TEL. 045-000-XXXX)

貼付欄
受検申込書
芝公園
4.3.17

(私製承認 東京貯金事務センター第1069号)

R04 ⑭ (第一次のみ)

1級	第二次検定(実技)受検科目 トラクター系建設機械 ショベル系建設機械 モーター・グレーダー 締め締め建設機械 舗装用建設機械 基礎工事用建設機械	第二次検定(実技)免除申請科目 トラクター系建設機械 ショベル系建設機械 モーター・グレーダー 締め締め建設機械 舗装用建設機械 基礎工事用建設機械
----	--	--

令和4年度技術検定 写真票

フリガナ	タナカ ケンジ
氏名	田中 賢二 (通称名:)
受検者番号	※

出欠状況

区分	出欠
第一次検定	※
筆記(記述式)	※
実技(第 種)	※
実技(第 種)	※

写真 (R04年 3月 17日撮影)
注)この大きさ以外は無効。
※印は記入しないこと、裏面にも記入箇所があります。

条件

パスポート用
カラー証明写真

写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なカラー証明写真

- ① 縦4.5cm×横3.5cmのパスポート申請用のもの
- ② 0ヶ月以内に撮影した、カラー、フチなしのもの
- ③ 無背景、無帽、正面を向いたもの(概ね肩から上)
- ④ 自前のカメラで撮影したものは使用できません。
- ⑤ 写真の裏に、氏名、受検する級、希望する第一次検定の受検地を記入してください。
- ⑥ 写真貼付欄にはがれないよう全面のり付けしてください。(セロハンテープは使用不可)

※ 合格証明書の写真は、写真票の写真を転写します。不適切な場合は再提出していただきます。(受検できない場合もあります。)

詳しくは「受検の手引」36頁で確認ください。

撮影日は、必ず記入してください。

7.8 票⑮、票⑯(写真票および裏面)【受検者全員】

氏名は正確に楷書で記入してください。

- ※2
- 貼付する写真は、写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明な、次の①～③の証明写真としてください。
- (注) 提出いただく写真は、合格証明書の写真として転写します。不適切な写真は再提出していただきます。また、受検時のご本人と写真に乖離があると、受検できない場合もありますので注意してください。
- ①サイズは、縦4.5cm×横3.5cmのパスポート申請用のもの
 - ②申請時から6ヶ月以内に撮影したカラー、フチなしのもの
 - ③無背景、無帽、正面を向いたもの(概ね肩から上を撮影したもの)
- 【以下の写真は使用できません。】
- ・自前のデジタルカメラ等で撮影したもの
 - ・スナップ写真や普通紙にプリントしたもの、インクの色がにじんでいるもの
 - ・背景(壁、窓、カーテン、風景等)があるものや、衣服と同じ背景色のもの
 - ・前髪やメガネのフレームが目にかかっているもの
 - ・メガネのレンズに照明等が反射しているもの
 - ・サングラスや色の入ったレンズ、マスク、帽子等を着用したもの
 - ・横向きやうつむいた状態で真正面を向いていないもの
 - ・写真の人物の頭頂部から顎までの長さが3cm以下のもの
- ◎貼付時の注意事項
- ・写真の裏面へ、氏名、受検する級、第一次検定の希望受検地を記入してください。
 - ・申込書類の写真票の写真貼付欄へ、はがれないよう全面をのり付けし確実に貼り付けてください。(セロハンテープ等では貼り付けしないでください。)
 - ・貼り付ける際は、写真に傷や汚れがつかないように注意してください。

R04 ⑮

フリガナ	タナカ ケンジ
氏名	田中 賢二
通称名	
本籍	神奈川県
生年月日(年齢)	昭和 61年 10月 5日生(満 35歳) 平成
現住所	〒000-XXXX 神奈川県 〇〇市△△区□□町1-2 TEL. 045-0000-XXXX
勤務先名	(株) 甲建設
勤務先所在地	〒000-XXXX 東京都 〇〇区△△△3-5-8 TEL. 03-0000-XXXX

票⑮(写真票⑭裏面)
氏名、本籍、生年月日、現住所等を正確に楷書で記入してください。

7.9 票⑩(1級建設機械施工管理における実務経験チェックリスト)

受検者および実務経験証明書の証明者は、添付の票⑩により、F票④、票⑤および票⑥(受検区分(二)の者)について記載事項に誤りがないことを確認し、誤りがなければ該当する事項の確認欄の□に「レ」印をつけて、他の申請書類とともに提出してください。

確認者は、原則として実務経験証明書の証明者としませんが、証明者から委任を受けた代理人とすることができます。確認者の名前と所属および連絡先を忘れずに記入してください。

実務経験の記載事項に虚偽の記載がある場合は、受検者のほか証明者も建設業法による処分を受ける場合がありますので注意してください。(45頁「**16. 不正行為に対する措置**」を参照)

R04 ⑩ 1級建設機械施工管理における実務経験チェックリスト	
※ 受検者は該当項目を確認後に、確認者 ^(注) はその事実を確認後に「レ」印をつけること。	
(注) 確認者は、原則として実務経験証明書の証明者(会社の代表者)です。証明者の委任を受けた代理人が確認者となる場合は、代理人氏名・所属部署・連絡先を記入してください。実務経験証明書の記載内容に疑義がある場合、確認者に連絡し確認する場合があります。	
氏名	川島 三郎
所属部署・連絡先	TEL - -
受検者氏名	田中 賢二
確認事項	確認欄
1. 実務経験は、建設工事における建設機械施工に関するものである。	受検者 証明者
① 建設工事は、建設業法第2条で定められた29の工事のいずれかであること ^{*1} (手引11頁「建設業法別表第一」参照)	レ □
② 建設工事のうち、建設機械 ^{*2} を使用し施工する工事に関する実務経験であること	レ □
2. 実務経験は、次の①～③のいずれかである。	
① 工事の請負者側の技術者として、建設機械による施工の管理 ^{*3} 、指導若しくは監督した経験 ^{*4}	レ □
② 工事の発注者側の技術者として、施工の監督若しくは監督補助をした経験	レ □
③ 建設機械 ^{*2} の運転者若しくは運転助手として、工事の施工に従事した経験	レ □
3. 実務経験に要件の定めのあるものは、次の①～③の該当要件を満たしている。	
① 受検資格区分(イ)、(ロ)、(ニ)にあっては、票⑤の指導監督の実務経験が1年以上あること(手引13頁③参照)	レ □
② 受検資格(ニ)にあっては、票⑥の主任技術者の資格要件成立後に専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が2年以上あること ^{*5} (手引13頁③参照)	レ □
③ 受検資格(イ)にあっては、票⑤の専任の主任技術者としての実務経験が1年以上あること ^{*6} (手引13頁③参照)	レ □
4. 実務経験年数とする工事の期間は、適切な期間かつ受検資格を満たすものである。	
① 実務経験年数の期間は、建設機械 ^{*2} による施工が行われた工事の期間であり、他の施工の期間を含まないこと ^{*7}	レ □ レ □ レ □
② 同時期に複数の工事に従事した場合は、各工事について実際の従事日数に応じた期間とし、期間の重複がないこと	
③ 実務経験年数は、受検資格の区分ごとに定められた年数を満たしていること(手引7～9頁参照)	
※1: 建設工事とは、手引11頁「建設業法別表第一(第二条、第三条)より」の表にある29の工事をいう	
※2: 建設機械とは、手引12頁「建設機械の種別一覧」の表にある第1種から第6種のいずれかをいい、それ以外の機械は対象外とする	
※3: 施工管理とは、施工計画策定、工程管理、品質管理、出来形管理、安全管理、機械管理等をいう	
※4: 管理、指導若しくは監督の経験には、その補助者としての経験を含む	
※5: 専任の監理技術者等を置くことが義務付けられた工事であって、その工事の元請会社に所属している者に限られる	
※6: 専任の主任技術者を置くことが義務付けられた工事において、主任技術者として工事に従事した経験をいう	
※7: ただし、施工の管理における施工計画策定の期間、建設機械の搬入・搬出および工事現場での機械管理は実務経験期間とできる	

7.10 住民票【受検者全員】

本籍地が記載され、マイナンバーの記載がない、次の①～②のものとしてください。

- ①申請時から6ヶ月以内に取得し、交付日が記載されたもの
- ②原本であること(コピーは不可)

◎提出にあたっての注意事項

- * 外国籍の方は、国籍と通称名および在留資格が記載されたものとしてください。
- * 婚姻等の理由により、添付する卒業証明書等の書類と氏名が異なる場合は、氏名の変更経緯が確認できる戸籍抄本等の原本が必要です。
- * 個人情報保護の観点から、住民票のマイナンバー部を黒塗りしたものは受理しません。必ず、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

7.11 卒業証明書【一般受検者】(最終学歴が中学校卒業の方、および再受検者は必要ありません。)

最終学歴が高校卒業以上の方は、必ず提出してください。発行年月日は問いません。卒業した学校が統廃合等で存在しない場合は、その学校のあった都道府県や市町村の教育委員会に(私立の場合は運営法人に)卒業証明書等の入手方法について問い合わせてください。

◎提出にあたっての注意事項

- * 卒業証明書は原本とすること(コピーは不可)。
- (注) 卒業証書ではなく、学校から発行される卒業証明書です。

- * 受検の手引の別冊「指定学科・専修学校等一覧」の学科名欄で「※」の記載がある場合は、卒業証明書ほかに、履修科目および単位数が確認できる成績証明書または履修証明書が必要です。
- * 上記の学科名欄に、コース、講座、専攻等の指定がある場合は、コース、講座、専攻名が記載された卒業証明書が必要です。
- * 「高度専門士」または「専門士」の資格で受検される方で、卒業証明書にその称号が記載されていない場合は、その称号を証明する書類(称号取得証明書等)も必要です。
- * 提出前に、氏名、生年月日、卒業年月日等の記載事項に誤りがないか、必ず確認してください。学校からの封筒は開封してあるものでかまいません。

7.12 「高度専門士」、「専門士」の称号の証明書類(卒業証明書に記載がない場合のみ必要)(再受検者は必要ありません。)

- * 「高度専門士」または「専門士」の資格で受検される方で、卒業証明書にその称号が記載されていない場合は、その称号を証明する書類(称号取得証明書等)が必要です。
- * 提出前に、氏名、生年月日、卒業年月日等の記載事項に誤りがないか、必ず確認してください。学校からの封筒は開封してあるものでかまいません。

7.13 2級技術検定※の合格証明書の写し【2級合格が受検資格となっている方】(再受検者は必要ありません。)

2級技術検定の合格者であることが受検資格の要件の1つとなっている方は、必ず提出してください。

※2級技術検定：令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定をいいます。

7.14 土木施工管理技士等の合格証明書の写し【受検資格区分(ハ)のうち、提出が必要となる方】(再受検者は必要ありません。)

区分(ハ)の受検者のうち、最終学歴が高校卒業等で実務経験年数が10年未満の方は、主任技術者の資格を有することが確認できる書類が必要です。

主任技術者となるための資格は、土木施工管理、建築施工管理等の技術検定の合格者のほか、技術士や建築士等の資格や免許等を有する者で、建設業法第7条により規定されています。いずれの資格保有者であるかを確認できる書類の写しを提出してください。

7.15 工事契約書の写し【受検資格区分(ハ)および(ニ)の方】(再受検者は必要ありません。)

①区分(ハ)の方
受検申込書類のG票⑤に記載した、ご自身が専任の主任技術者を務めた工事の請負工事契約書の写しを、次項の「7.16」の書類とともに提出してください。(G票⑤に記載のすべての工事です。)

(注) 専任の主任技術者の配置が必要な工事は、建設工事1件の請負代金額が、3,500万円以上(平成28年5月31日までは2,500万円以上)、建築一式工事の場合は7,000万円以上(平成28年5月31日までは5,000万円以上)の工事に限られます。

②区分(ニ)の方
受検申込書類のG票⑥に記載した、専任の監理技術者の指導のもとでの実務経験の工事の請負工事契約書の写しを、「7.17」の書類とともに提出してください。(G票⑥に記載のすべての工事です。)

(注) 専任の監理技術者の配置が必要な工事は、請負者が「特定建設業者」として発注者から直接請け

負う工事（元請け工事）で、総額4,000万円以上（平成28年5月31日までは3,000万円以上）、建築一式工事の場合は6,000万円以上（平成28年5月31日までは4,500万円以上）の工事に限られます。

7.16 専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類の写し【受検資格区分(八)の方】 （再受検者は必要ありません。）

「7.15①」で提出いただく工事において、受検者本人が専任の主任技術者を務めたことが確認できる書類として、コリンズ工事カルテ(竣工時)、現場代理人・主任技術者届、施工体系図、施工体制台帳のうち、いずれかの書類の写しを提出してください。

7.17 指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格者証の写し【受検資格区分(二)の方】 （再受検者は必要ありません。）

「7.15②」で提出いただく工事において、受検者が指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを提出してください。

7.18 再受検者資格確認申請書、郵便局の定額小為替（「再受検者資格の確認」の申請を行われた方）

3頁の「2. 受検者の区分(3) 再受検者」で、再受検者資格の確認手続きを行った方は、「再受検者資格確認申請書」とともに、事務手数料として、郵便局で定額小為替(500円)を購入し、申込書類に同封してください。

8. 試験日程及び試験地等

8.1 試験の日時

検 定 区 分	試 験 日 時
第一次検定	令和4年6月19日(日) ※午前9時15分までに入室のこと。

8.2 第一次検定の試験地、時間割

(1) 試験地(予定)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(北海道) 北広島市	(岩手県) 滝沢市	東京都	(新潟県) 新潟市	(愛知県) 名古屋市	(大阪府) 大阪市	(広島県) 広島市	(香川県) 高松市	(福岡県) 福岡市	(沖縄県) 那覇市

(2) 時間割

検定区分	入室時刻	ガイダンス等	試験開始～終了時刻
第一次検定	9時15分	9時15分～9時30分	9時30分～12時30分
(終了)			

(注1)：試験地は、受検の手引の作成時における予定です。会場の都合等により変更となる場合があります。

(注2)：受検する試験地（以下「受検地」といいます。）は、受検票に記載しています。受検者による受検地の変更はできません。

ただし、引っ越し等によるやむを得ない事情がある場合に受検地の変更が認められる場合がありますので、その場合は、41頁の「11. 申込み内容の変更、取り消し手続き」をご覧ください。

9. 試験方法及び内容

1級建設機械施工管理の第一次検定は下記により行います。

9.1 試験方法

検 定 区 分	試 験 方 法	備考(試験日)
第一次検定	四者択一式、マークシート記入方式	令和4年6月19日(日)

9.2 第一次検定

第一次検定の検定科目と検定基準は下表のとおりです。試験は、四者択一問題のマークシート記入方式で行います。検定科目により、必須解答問題と選択解答問題がありますので、注意してください。

検定科目	検 定 基 準
土 木 工 学	1. 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 2. 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。
建 設 機 械 原 動 機	1. 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 建設機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
石 油 燃 料	石油燃料の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。
潤 滑 剤	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。
建 設 機 械	1. 建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
建 設 機 械 施 工 法	1. 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2. 監理技術者補佐として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。 3. 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。 4. 監理技術者補佐として、建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な応用能力を有すること。
施 工 管 理 法	1. 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の管理を的確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2. 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。
法 規	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。

10. 身体の不自由がある方の受検について

身体の不自由がある方については、受検の申込み時に当協会試験部までご連絡ください。必要に応じて次の準備をいたします。

- ① 車椅子による受検および付添者による介助についての配慮。(注1)
- ② 試験会場までの自家用車の利用についての配慮。(注2)
- ③ 補聴器、拡大鏡等の使用の許可。
- ④ 注意事項等についての文字による説明。
- ⑤ その他対応可能な身体の不自由への配慮。

上記の配慮にあたっては、受検における配慮の申請書を別途提出いただきます。また、事故防止等の観点から医師の許可書等を提出していただく場合もあります。

(注1)：第一次検定および第二次検定(筆記)については、試験中は付添者に退室していただきます。また、第二次検定(実技)では、受検者は実機に搭乗して実際の運転操作を行います。実機への乗降のための付添者による介助は許可となりますが、それ以外の介助は許可されません。付添者の準備および必要な経費は受検者の負担となります。

(注2)：第一次検定および第二次検定(筆記)試験会場においては、試験会場に駐車場がない場合があります。その場合は、近くの駐車場を受検者により確保してください。

11. 申込み内容の変更、取り消し手続き

11.1 住所、氏名等の変更

(1) 郵便物送付先住所の変更

受検の申込み後に郵便物送付先住所に変更が生じた場合は、56頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、当協会試験部あてにFAXで送信してください。FAX送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。

(2) 氏名、本籍の変更

受検の申込み後に、婚姻等により氏名や本籍に変更が生じた場合は、56頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、変更の事実が確認できる戸籍抄本等の証明書類(原本)を同封し、当協会試験部あてに簡易書留で送付してください。

(3) 受検地の変更

受検地の変更は原則としてできません。ただし、転勤や転職等により居住地が変わる等のやむを得ない理由で、試験会場での受入が可能な場合に限り受検地を変更することができます。

受検地の変更については、必ず**事前に当協会試験部まで電話**をし、変更理由と変更希望先を告げ、変更の可否について確認したうえで、変更可能な場合は、下記①～③の書類を簡易書留またはFAXで当協会試験部まで、次表の期限内に送付してください。なお、FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。

【提出書類】

- ①郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届(56頁の書式をコピーしてください。)
- ②変更理由を証明するもの(住民票の写し、転勤等の異動の辞令の写し等)(注)
- ③受検票の写し(発送日前、発送後で未着の方は不要です。)

(注)：短期(概ね3ヶ月未満)の出張、旅行等は変更理由にはなりません。工事先等に3ヶ月以上派遣される場合は、所属先の異動辞令の写しのほか、従事する工事の件名および工期が確認できる書類の写しを提出してください。

受検地の変更期限(下記の期限を過ぎての変更はできません。)	
第一次検定	令和4年6月8日(水) ※必着

11.2 受検の取り消し

受検の取り消しを行う場合は、必ず**事前に当協会試験部まで電話**をし、57頁の「受検取消届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、簡易書留またはFAXで当協会試験部まで、次表の期限内に送付してください。なお、FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。

受検の取り消し手続きを受理した方へは、試験事務手数料を差し引いたうえで受検手数料を返還いたします。

取り消し手続きの期限を過ぎた方および取り消し手続きを行わない方への受検手数料の返還はいたしません。当該受検者が受検されない場合は「欠席」となります。また、欠席者へは試験の可否通知はいたしません。

受検の取り消し期限(下記の期限を過ぎての取り消しはできません。)	
第一次検定	令和4年6月8日(水) ※必着

12. 受検時の注意事項

(1) 事前の準備～試験会場までの注意事項

- ① 試験会場について、受検票により確認してください。地域によっては、試験会場が複数となる場合があります。会場所在地までの経路と所要時間等をあらかじめ確認したうえで、遅刻しないように時間に余裕をもって来場してください。
- ② 試験会場までは、できる限り公共交通機関をご利用ください。「駐車場有り」の会場でも満車となる場合があります。試験中に駐車違反等で呼び出しを受けた場合、試験開始から所定の時間内は退室できません。また、一度退室した場合の再入室もできません。

(2) 当日に持参するもの

①受検票	紛失された方は、(3)②により再発行の手続きをしてください。
②筆記具	硬度がBまたはHBの黒鉛筆またはシャープペンシル、プラスチック消しゴム(※1、2)
③写真付き身分証明書	本人確認ができる運転免許証等の顔写真付き身分証明書(※3)

(※1)：上記以外の筆記具(ボールペン等)は、マークシートの読み取り機が読み取れないため使用できません。

(※2)：通信機能や計算機能の付いた電子機器(電卓、スマホ等)は使用できません。

(※3)：試験監督者等から提示を求められたときは、必ず提示してください。提示に応じない受検者は失格となる場合があります。また、(3)②の受検票の再発行の手続きにも必要となります。

(3) 試験会場における注意事項

- ① 試験当日は、9時00分までに来場し、受付で試験室(受検番号で指定)を確認したうえで、9時15分までに入室をして、受検票を机の上に置いてお待ちください。

- ② 受検票を紛失または忘れた受検者は、受付で受検票の再発行手続きをしてください。再発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書(運転免許証等)が必要です。
※紛失により再発行した受検票は、受検後も大切に保管してください。
- ③ 遅刻者は、試験開始後30分以内であれば入室し受検できますが、それ以後の入室および受検はできません。なお、試験の終了時刻は変わりません(試験時間は短くなります)。
- ④ 試験開始後は、第一次検定は90分経過するまで退室できません。また、試験終了時間の10分前から試験終了までの時間も退室できません。
- ⑤ 喫煙は、指定の場所のみとし、他の場所は禁煙です。試験会場によっては、会場内が全面禁煙となる会場もあります。会場周辺の方々に迷惑となる路上喫煙等は、絶対にしないでください。試験監督者等の注意に従わない場合、失格となる場合があります。
- ⑥ 試験室では、携帯電話の使用はできません。必ず電源を切り、鞆等にしまっておいてください。
- ⑦ 試験中は、許可された場合を除き、お茶等の缶・ペットボトルは机の上に置かないでください。
- ⑧ 試験室では、試験監督者の指示に従ってください。
- ⑨ 不正行為があった場合や試験監督者の指示に従わない場合は、失格としたうえで退場させます。また、不正行為を行った受検者には、45頁の「**16.不正行為に対する措置**」の措置を行います。
- ⑩ 試験問題および第一次検定の解答については、試験日の翌日の9時30分から当協会ホームページにおいて公表いたします。(掲載期間は1年を予定しています。)
- ⑪ 試験問題の持ち帰りは、試験終了時刻まで受検していた者に限り許可します。途中退室の方は持ち帰りはできません。

(4) 試験の中止または試験時間の繰り下げ(緊急時の措置)

自然災害等により試験を中止する場合や試験時間の繰り下げを行う場合は、当協会ホームページでお知らせします。ホームページは、状況の変化に応じて適宜情報を更新いたします。

政府および自治体機関から自然災害等に関する情報が発せられた場合は、ホームページの最新情報を適宜確認するようにお願いいたします。

公共交通機関の遅延などで不特定多数の受検者に影響がある場合も、試験時間の繰り下げを行う場合がありますので、ご確認をお願いします。試験時間の繰り下げがない場合も、試験開始から30分以内は受検できますので、会場までは行くようにしてください。

(5) 自然災害等の不可抗力による試験の中止について

① 全部の試験会場で中止の場合

同一年度内に再試験が可能な場合に限り再試験を行います。再試験を行わない場合は、受検手数料を返還いたします。

② 一部の試験会場で中止の場合

中止による再試験は行いません。該当者へは、受検手数料を返還いたします。

※損害の免責について

当協会は、上記による試験の中止を行った場合、受検手数料の返還を除き、試験の中止により受検者に生じる一切の損害について補償の責を負いません。

13. 合格発表、合否通知

(1) 合格発表(予定)

合格発表は、合格者の受検番号を掲示してお知らせします。下記の合格発表日は、本受検の手引作成時点での予定です。正式な発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

①第一次検定の合格発表	令和4年8月2日(火)
②合格者番号の掲示場所	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 日本建設機械施工協会(本部、支部、ホームページ[※]) ・国土交通省(各地方整備局、北海道開発局) ・内閣府沖縄総合事務局 ・一般社団法人 沖縄しまたて協会 ・官報公告

※<https://jcmanet-shiken.jp/>

(2) 合否通知

合否通知は、受検者あてに郵便物送付先住所へ合格発表日に発送します。合格発表日から数日しても通知が届かない場合は、受検者本人から当協会試験部へ連絡してください。なお、試験を欠席した方へは合否の通知は行いません。

検定区分等	通知内容(合否通知は封書またはハガキにより送付します。)
第一次検定 (合格者)	①第一次検定合格通知書 ②第一次検定合格証明書交付申請書(※1)
(不合格者)	ハガキにより結果を通知します。(欠席者には通知しません。)

(※1)：次項の「**14. 合格証明書の交付申請手続き**」により、合格証明書の交付申請を行ってください。交付申請書の提出先は、各合格通知書に記載してあります。

(3) 合否等の問合せ

合否および採点に関する問合せには一切応じられません。合否の確認は、上記(1)の掲示および(2)の通知により確認してください。

14. 合格証明書の交付申請手続き

1級建設機械施工管理技士補として建設工事に従事する場合は第一次検定の合格証明書の交付を受ける必要があります。

なお、第一次検定の合格者が次年度以降に第二次検定を受検する場合は、第一次検定の合格通知書の写しを提出することで受検できます。第一次検定の合格証明書の交付申請については、技士補の資格が必要な方など交付希望者のみが申請してください。

合格証明書の交付を希望される場合は、合格通知書および第一次検定合格証明書交付申請書(以下、「交付申請書」という。)に同封の手続き案内に従い、国土交通大臣あて提出してください。

(1) 合格証明書交付手数料

合格証明書の交付手数料として、交付申請ごとに収入印紙(2,200円分)が必要です。

(2) 提出書類

受検申込み時から氏名、本籍、生年月日を変更している場合は、変更事項が記載された戸籍抄本等が必要となります。

(3) 提出先

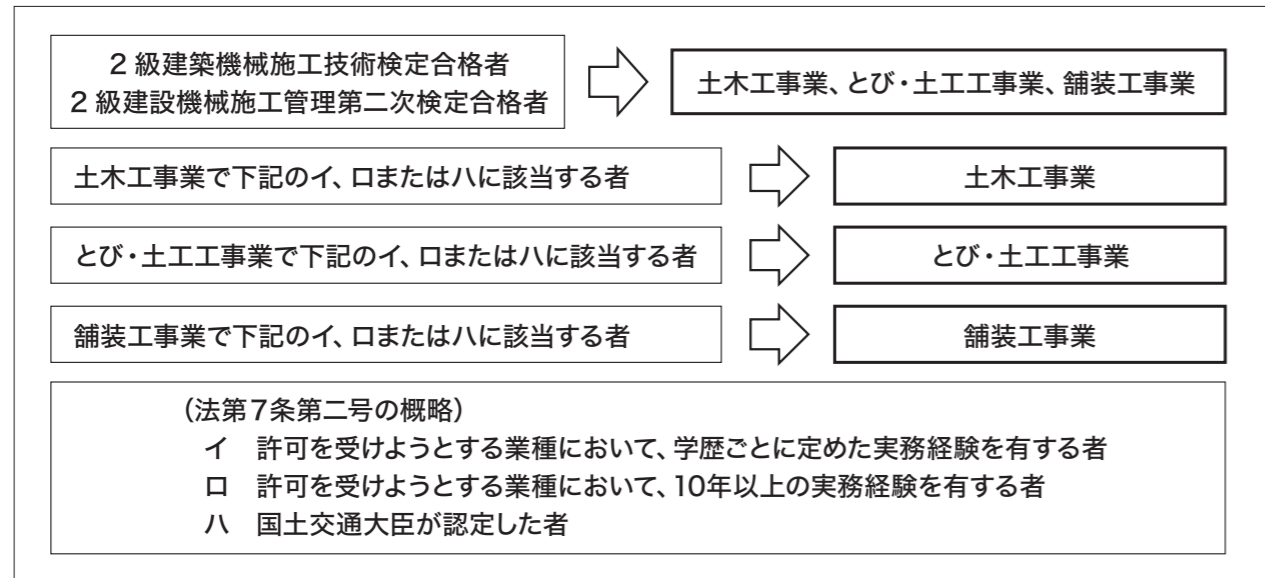
交付申請書に記載の「合格証明書交付申請書の送付先」へ、簡易書留で送付してください。

(注)：交付申請書の提出先は、当協会ではありません。

15. 合格者の処遇

第一次検定の合格者(合格証明書の交付を受けた者に限る。)は、「1級建設機械施工管理技士補(以下、「技士補」という。)」の称号が付与されます。技士補のうち、主任技術者の要件を満たす者は、監理技術者補佐となります。ただし、土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業のいずれかまたは全部となる建設業に限られます。

1級第一次検定合格者が、監理技術者補佐となる条件および業種



① 監理技術者補佐の役割

専任の監理技術者を置くことが求められる建設工事において、監理技術者補佐として業務に就くことができます。

その場合、監理技術者は、その建設工事における監理技術者の専任の義務を解かれ、監理技術者補佐を置く2つの建設工事の監理技術者となることができます。

② その他

第一次検定の合格者は、第二次検定の受検資格を恒久的に得られます。第二次検定の受検資格を満たしたうえで、合格するまで何回でも受検の機会を得られます。

16. 不正行為に対する措置

試験中の不正行為のほか、申請書類に虚偽記載がある等の不正の手段による受検が明らかとなった場合は、受検の停止や合格の取消の措置が行われます。この措置を受けると、3年以内の期間を定めて当該技術検定の受検を禁止される場合があります。

不正行為に関与した者は、建設業法違反として処罰を受ける場合があるほか、不正の手段により取得した資格により「建設業の許可」や「経営事項審査」を受けた場合および「技術者の配置」をしたときは、建設業法違反として処罰を受けることがあります。

不正行為については、必要に応じて国土交通省の立入による確認が行われます。受検のための申請書類の提出にあたっては、「7. 提出書類の記載方法等」を参考に必要事項を適切に記入のうえ、票⑩のチェックリストにより、受検者および実務経験証明書の証明者による最終確認を行ってください。

また、試験においては、試験監督者等からの注意事項を遵守するとともに、指示に従い適切に受検することを心がけてください。

17. 個人情報の取扱い

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
- 当協会は、受検申込みの際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、当協会および国土交通省が技術検定を適切に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 受検者個人を特定する情報は、外部(国土交通省および当該技術検定に係る業務の受託者を除く)に対して一切公表または提供を行いません。
- 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- 受検者から当協会に提出された申請書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分します。なお、受検者の受検番号、氏名、生年月日、可否の別および写真票については、電子データにより当協会が試験事務を廃止するまで保存します。
- 受検者情報およびそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止いたします。なお、当協会が提供を求めない個人情報(住民票に記載されたマイナンバーなど)については、当協会が管理するデータの対象外とします。

18. 第二次検定の受検等【参考】

18.1 第二次検定の受検資格

第二次検定の受検には、7頁の「4. 受検資格」の区分(イ)～(ニ)のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ・今回試験を「2級合格要件の受検者」として受検した者は、令和5年度以降に、当該受検資格を満たしてから「第二次検定のみ」を一般受検者として受検してください。
- ・今回試験を「一般受検者」または「再受検者」として受検した者は、令和5年度以降に、「第二次検定のみ」を再受検者として受検することができます。

18.2 第二次検定試験

第二次検定試験は、第二次検定(筆記)および第二次検定(実技)により行います。なお、第二次検定(筆記)は第一次検定と同日に、第二次検定(実技)は第一次検定の合格発表後の8月下旬～9月中旬で行います。

① 第二次検定(筆記)

第二次検定(筆記)の検定科目と検定基準は次表のとおりです。試験は、記述解答方式で行います。検定科目により、必須解答問題と選択解答問題がありますので、注意してください。

検定科目	検定基準
建設機械施工法	1. 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2. 監理技術者として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。 3. 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。 4. 監理技術者として、建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な応用能力を有すること。

検定科目	検 定 基 準
施 工 管 理 法	1. 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2. 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画に基づいて施工方法及び手順の選定、施工等を適確に実施することができる応用能力を有すること。
建 設 機 械 組 合 せ 施 工 法	建設機械の組合せによる建設工事の施工の監督を適確に行う能力を有すること。

② 第二次検定(実技)

第二次検定(実技)は、実際の建設機械を使用し、所定のコース内での操作施工を行う実技試験により行います。

実技試験は、建設機械により次表のように6つの検定科目(種別)に区分されており、このうち2つの検定科目を選択し受検する必要があります。

ただし、2級合格者[※]は、その合格種別について該当する検定科目の実技試験の免除を受けることができます。免除を受ける場合は、「第二次検定のみ」の受検の手引に従い必要な書類を提出してください。なお、2級合格者は、免除なしでの受検や、2級の合格種別と異なる検定科目を選択して受検することもできます。

※2級合格者：令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定の合格者、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定の合格者をいいます。

種別	検定科目	検 定 基 準
第1種	ト ラ ク タ ー 系 建設機械操作施工法	1. トラクター系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. トラクター系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. トラクター系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第2種	シ ョ ベ ル 系 建設機械操作施工法	1. ショベル系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. ショベル系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. ショベル系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第3種	モーター・グレーダー 操 作 施 工 法	1. モーター・グレーダーの操作を正確に行う能力を有すること。 2. モーター・グレーダーの点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. モーター・グレーダーによる建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第4種	締 め 固 め 建設機械操作施工法	1. 締め固め建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 締め固め建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 締め固め建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第5種	舗 装 用 建設機械操作施工法	1. 舗装用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 舗装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 舗装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第6種	基 礎 工 事 用 建設機械操作施工法	1. 基礎工事用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 基礎工事用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 基礎工事用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

実技試験で使用を予定する建設機械

種別	検定科目	使用建設機械	規 格
第1種	ト ラ ク タ ー 系 建設機械操作施工法	ブルドーザ	6～12t級
第2種	シ ョ ベ ル 系 建設機械操作施工法	油圧ショベル[バックホウ]	山積み0.28～0.45 m ³ 級 [※]
第3種	モーター・グレーダー 操 作 施 工 法	モーター・グレーダ	3.1 m級
第4種	締 め 固 め 建設機械操作施工法	ロード・ローラ	10～12t級
第5種	舗 装 用 建設機械操作施工法	アスファルト・フィニッシャ	舗装幅2.5～4.5 m級
第6種	基 礎 工 事 用 建設機械操作施工法	アースオーガ	杭打機40～50t吊級

※操作方式は、JIS規格の「左操作レバー横旋回方式」です。操作方式の変更はできません。

18.3 第二次検定合格者の処遇

第二次検定の合格者は(合格証明書の交付を受けた者に限る。),「1級建設機械施工管理技士(以下、「施工管理技士」という。)」の称号が付与され、以下の資格等を得られます。

(1) 建設業法に基づく資格

建設業法における「土木工事業」とび・土工工事業」「舗装工事業」の業種で、次の①～⑤に示す有資格者になることができます。

- ① 建設業の許可を得る場合に必要な、営業所ごとに置く専任の技術者になることができます。(建設業法第7条関係)
- ② 特定建設業(土木工事業にあつては指定建設業)の許可を得る場合に必要な、営業所ごとに置く専任の技術者になることができます。(建設業法第15条関係)
- ③ 建設工事の施工に必要な、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者になることができます。(建設業法第26条関係)
- ④ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、一定金額以上の請負代金での下請契約を締結して施工する場合に置くことが必要な、監理技術者になることができます。(建設業法第26条関係)
- ⑤ 公共性のある工作物等に関する一定金額以上の重要な建設工事で、工事現場ごとに置くことが必要な、専任の主任技術者または監理技術者になることができます。(建設業法第26条関係)

(2) その他の資格等

労働安全衛生法における次の資格または処遇を受けることができます。

① 特定自主検査(事業内検査に限る。)の資格等(事業者を除く。)

労働安全衛生法で定める特定自主検査(事業内検査に限る。)の資格(事業者を除く。)または必要な研修の一部免除を受けることができます。特定自主検査の対象となる建設機械等との関係は、次表のとおりです。

なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿及びステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会(建荷協)の支部等にお問合せください。

建設機械施工管理技士と労働安全衛生法に定める特定自主検査の資格等との関係

事業内検査の 資格種類	車両系建設機械				高所 作業車	不整地 運搬車	フォーク リフト
	整地・運搬・積み込み・ 掘削及び解体用	基礎 工事用	締固め用	コンク リート 打設用			
検定区分等							
1級建設機械施工管理技士	○	○	○	△	△	○	△
2級建設機械 施工管理技士	第1種	○	△	△	△	○	△
	第2種	○	△	△	△	○	△
	第3種	○	△	△	△	○	△
	第4種	△	△	○	△	○	△
	第5種	△	△	△	△	○	△
	第6種	△	○	△	△	○	△

凡例（○：有資格者、△：検査者として必要な研修の一部を免除）

② 運転技能講習等の免除

労働安全衛生法の定めにより、就業にあたり必要となる技能講習等について、建設機械施工管理技士は講習等の一部または全部の免除を受けることができます。検定区分等と免除される運転技能講習等の関係は、次表のとおりです。

建設機械施工管理技士と労働安全衛生法に定める運転技能講習等との関係

技能講習等	技能講習								特別教育
	車両系建設機械			不整地 運搬車	高所 作業車	ショベル ローダ	クレーン 等	地山の 掘削作業 主任者	
	整地・運搬・ 積み込み・掘削用	基礎 工事用	解体用						
検定区分等									
1級建設機械 施工管理技士 (実技試験の 選択科目別)	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△
	第2種	○	△	△	△	△	△	△	△
	第3種	△	△	△	△	△	△	×	△
	第4種	△	△	△	△	△	△	×	△
	第5種	△	△	△	△	△	△	×	△
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	△
2級建設機械 施工管理技士	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△
	第2種	○	△	△	△	△	△	△	△
	第3種	○	△	△	△	△	△	×	△
	第4種	△	△	△	△	△	△	×	△
	第5種	△	△	△	△	△	△	×	△
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	△

凡例（○：必要な講習・教育の全部を免除、△：必要な講習科目の一部免除・時間短縮、×：免除なし）

（注1）：上表は、労働安全衛生法の運転技能講習規程および安全衛生特別教育からの抜粋です。建設機械施工管理技士の資格で従事できる業務の詳細については、最寄りの労働局または労働基準監督署に確認してください。

（注2）：地山の掘削作業主任者欄は、土止め支保工作業主任者にも適用となります。また、第二次検定（実技）の第5種で使用アスファルトフィニッシャの運転は、労働安全衛生法において就業制限を受ける業務の対象外となっています。

（注3）：法令の改正にともない適用が変わる場合がありますので、必要に応じて労働基準監督署等の厚生労働省関係機関へご確認ください。

19. よくある質問

1級【新しい検定制度について】

Q 建設機械施工管理技術検定（第一次検定、第二次検定）とはどのような検定でしょうか？

A 検定制度の改正前（令和2年度まで）の建設機械施工技術検定は、「学科試験」「実地試験」でひとつの検定でした。改正後（令和3年度から）の建設機械施工管理技術検定では、「第一次検定」と「第二次検定」に区分して、それぞれが独立した技術検定となりました。そのため、合格証明書の交付も検定ごとに行います。それぞれの検定合格者の称号は次のとおりです。

- ・第一次検定合格者：1級建設機械施工管理技士補
- ・第二次検定合格者：1級建設機械施工管理技士

Q 第一次検定、第二次検定の合格者の処遇はどうなりますか？

A ・第一次検定の合格者のうち、主任技術者の要件を満たす者は、監理技術者補佐になることができます。

・第二次検定の合格者は、監理技術者および主任技術者になることができます。

※「15. 合格者の処遇」および「18. 第二次検定の受検等【参考】」を参照

Q 過去に取得した1級建設機械施工技士の処遇等はどうなりますか？

A これまでの処遇等に変更はありません。（称号を除き、第二次検定の合格者と同じです。）

Q 令和2年度に1級建設機械施工技術検定の学科試験に合格していますが、1級建設機械施工管理の第一次検定合格証明書の交付申請はできますか？

A できません。ただし、令和4年度に第一次検定の免除を受け第二次検定を受検し合格すると「1級建設機械施工管理技士」の称号が付与されます。令和2年度の学科試験合格者で、令和3年度の第二次検定に不合格となった方は、令和4年度に限り、第一次検定の免除を受けて第二次検定から受検できます。令和4年度の「第二次検定のみ」の受検申込みをしてください。

Q 第一次検定だけを受検することはできるのでしょうか？

A 下記の①または②のいずれかに該当する方が受検できます。「受検の手引【第一次検定のみ】」により申込みしてください。

- ① 2級建設機械施工管理技術検定の第二次検定の合格者、または改正前の2級建設機械施工技術検定の合格者
- ② 1級の第二次検定の受検資格要件（実務経験）を満たす方

なお、令和4年度内に第二次検定まで受検されたい方は、「受検の手引【第一次検定・第二次検定】」により、第一次検定と第二次検定を一緒に申込みしてください。

Q 第二次検定の実技試験の免除について教えてください。

A 1級の第二次検定（実技）では、第1種～第6種のうち、いずれか2つの種別について実技試験を受検する必要がありますが、2級建設機械施工技術検定または2級建設機械施工管理の第二次検定に合格した種別については、第二次検定の実技試験の免除が受けられます。

Q 第二次検定に不合格の場合、第二次検定の再受検に年数や回数の制限はありますか？

A 検定制度の改正により、第一次検定に合格した方は、期間や回数に制限なく第二次検定を受検することができます。

Q 第二次検定(筆記)試験はいつ行われるのですか？

A 第一次検定と同日の令和4年6月19日(日)に行いますが、第一次検定と重複しない時間割となっています。

Q 第一次検定の科目にある「施工管理法」の出題範囲を教えてください。

A これまでの学科試験の試験科目「土木工学」の出題範囲から、施工管理に関する内容を科目として独立させたものです。(※「9. 試験方法及び内容」を参照)

Q 第二次検定(筆記)試験科目の「施工管理法」について、出題範囲を教えてください。

A これまでの学科試験の「記述式(B)：土木」の出題範囲から、施工管理に関する内容を科目として独立させたものです。

Q 第二次検定(筆記)試験科目の「建設機械施工法」について、出題範囲を教えてください。

A これまでの学科試験の「記述式(B)：機械」の出題範囲から、施工管理に関する内容を科目として独立させたものです。

1級【申込み方法、試験の内容、資格について】

※2級合格者を要件とする方は、実務経験、学歴等に関連するQ Aは参考扱いとさせていただきます。

Q 申込期限は、締切日に必着ですか？それとも消印有効ですか？

A 締切日(3月31日(木))の消印があるものまで有効です。(個人ごとに簡易書留で郵便局窓口より郵送してください。複数名での申込みは受付しません。)

Q 住民票は、本籍地記載のものが必要ですか？

A 本籍地記載のものに限ります。申請時から6ヶ月以内でマイナンバーの記載がないものを提出してください。必ず原本とし、コピーは不可です。
外国籍の方は、国籍、通称名および在留資格が記載されたものとしてください。

Q 住民票、卒業証明書、写真は、古いものでも良いですか？

A ・住民票は、申請時から6ヶ月以内の交付日が記載された原本を添付してください。コピーは不可です。
・卒業証明書は、古いものでも結構です。必ず原本とし、コピーは不可です。
・写真は、申請時から6ヶ月以内のパスポート用カラー証明写真(縦4.5cm×横3.5cm、カラー、フチなし)を貼付してください。

Q 高校を卒業しています。実務経験は18年ありますので卒業証明書は要らないですか？

A 最終学歴が高等学校卒業の者として受検する場合は必要です。ご提出いただかないと受検資格がなくなります。

Q 専門学校を卒業しています。「高度専門士」等の資格の有無を知りたいのですが？

A 卒業した専門学校にお問合せください。

Q 卒業後、婚姻などによって姓が変更となったが、卒業証明書には旧姓が記載されています。

A 卒業証明書とともに、氏名変更の事実が確認できる戸籍抄本等もご提出ください。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどのような方がいいですか？

A 訂正箇所に二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 申込み後、氏名、本籍、住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 56頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」に必要事項を記入し、「当協会試験部あて」に送付してください。※「11.申込み内容の変更、取り消し手続き」を参照

Q 「指導監督の実務経験」とは、具体的にどんな場合ですか？

A 指導監督の実務経験とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、設計監理者、施工監督などの立場で、部下・下請等に対して工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。また、発注者側の現場監督技術者等として総合的に指導・監督した経験も含まれます。
指導監督の実務経験を受検資格の要件とする場合、1級の受検には1年以上の指導監督の実務経験が必要です。

Q 専任の主任技術者としての実務経験で受検申込みする際、該当しないのはどういう場合ですか？

A 例年、専任の主任技術者の受検資格で申し込む方の多くが次の要件を満たさず、不備となっています。

専任の主任技術者の受検資格で申請できる実務経験の対象となる工事は、次の①と②を満たす請負代金額が一定以上かつ、公共性のある工作物に関する重要な工事で、その工事に配置された専任の主任技術者のことです。

①工事1件の請負代金額(元請、下請にかかわらず)

＊3,500万円以上(H28年5月31日までは2,500万円以上)

＊ただし、建築一式の場合は、7,000万円以上(H28年5月31日までは5,000万円以上)

②工事の種類(次のいずれかに該当するもの)

＊国・地方公共団体が発注した工作物の工事

＊鉄道・道路・ダム・河川・港湾・上下水道等の公共的工作物の工事

＊電気事業用施設・ガス事業用施設の工事

＊学校・図書館・工場・病院・百貨店・事務所ビル等の公衆または不特定多数の人が使用する施設の工事(個人住宅の建築工事以外、ほとんどが該当します。)

Q 現在失業中です。「1級技術検定実務経験証明書」の証明はどのように行えばいいですか？

また、勤務先欄は、どのように記入すればいいですか？

A 失業中の方の「1級技術検定実務経験証明書」は、原則として実務経験証明書に記載された直近の勤務先による証明が必要です。勤務先欄は、「所属先なし」または「無職」と記入してください。その他不明の場合はお問合せください。

Q 人材派遣による実務経験は有効ですか？

A 労働者派遣法第4条において、「建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に直接従事した業務をいう。)」では労働者派遣事業を行ってはならないと規定されています。

Q 他の施工管理技術検定との実務経験期間の重複について教えてください。

A 建設機械施工管理の種目は、他の施工管理技術検定の受検と同一の実務経験であっても、建設機械施工に関するものであれば、重複しても問題ありません。

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 第一次検定および第二次検定(筆記)は令和4年6月1日(水)、第二次検定(実技)は令和4年8月2日(火)を予定しています。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 第一次検定および第二次検定(筆記)では受検票で、第二次検定(実技)では受検票に同封する「実施案内」で試験会場(住所も記載)をお知らせします。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 試験問題の公表期間はどのようにしていますか？

A 試験問題は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表します。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？

A 当協会は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書の紹介は行っておりません。

Q 試験問題の内容について問合せできますか？

A 内容については、一切お答えできません。

Q 第一次検定の合格基準について詳しく知りたいのですが？

A 事前に公表されている合格基準では、1級第一次検定の択一式問題で解答が必要な問題数のうち、正答数が60%以上であることとされています。なお、試験実施後に合格基準が変更となる場合は、国土交通省から公表されます。その場合は、当協会ホームページでもお知らせする予定です。

Q 第二次検定の合格基準について詳しく知りたいのですが？

A 事前に公表されている合格基準では、1級第二次検定試験は、下記①と②の両方を満たすことが合格基準となります。なお、試験実施後に合格基準が変更となる場合は、国土交通省から公表されます。その場合は、当協会ホームページでもお知らせする予定です。

①第二次検定(筆記)：満点を100点とした場合、60点以上

②第二次検定(実技)：1科目(実技試験の建設機械の種別)ごとに、満点を100点とした場合、60点以上

Q 第一次検定は8月2日(予定)、第二次検定は11月16日(予定)に合格発表の予定とありますが、合格発表日は、いつ決まりますか？

A 現時点では、第一次検定、第二次検定ともに予定の日程です。合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 第二次検定に合格したら建設機械を運転できるのですか？

A 合格した操作施工法の科目(実技試験に使用する建設機械)により労働安全衛生規則で定められた運転技能講習が免除となります。詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。
※「18.第二次検定の受検等18.3(3)」を参照。

Q 特定自主検査の方法について知りたいのですが？

A 特定自主検査の詳細は、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支部等にお問合せください。
※「18.第二次検定の受検等18.3(2)」を参照。

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記に、電話でお問合せください。
当協会試験部 03-3433-1575 (受付時間:平日の9:30～12:00、13:00～17:30) なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。
(お問合せの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。)

令和4年度 1級建設機械施工管理技術検定

再受検者資格確認申請書

一般受検者として 受検した受検年度	令和元年度以降に、実務経験証明書や卒業証明書等を提出し受検したときの受検年度を記入してください。		
	令和 年度		
受検地・受検番号※1	受検地		受検番号
住所（現在）	フリガナ 〒 -		
住所（当初）※2	フリガナ 〒 -		
氏名	フリガナ		
旧氏名※3	フリガナ		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生		
確実に連絡のとれる 電話番号 ※できるだけ複数の連絡先を 記入してください。	第1	(自宅・会社・携帯)	-
	第2	(自宅・会社・携帯)	-
	第3	(自宅・会社・携帯)	-

- ※1：本申請書の提出前に、受検者本人が当協会試験部へ連絡して必ず確認してください。
- ※2：最初の受検時から住所が変わっている場合は、最初の受検時の住所を記入してください。
- ※3：最初の受検時から氏名に変更のあった方は記入してください。

- 本申請書は、再受検者として申込書類に添付する受検票等を紛失した方のものです。
- 本申請書の提出にあたっては、必ず受検者本人が当協会試験部へ連絡し、再受検者であることを確認してください。
- 申請は、この頁をコピーし、必要事項を記入のうえ「定額小為替 500 円」とともに、他の申請書類と合わせて簡易書留で送付してください。
- 一度送付いただいた「定額小為替 500 円」は、いかなる場合でも返金できません。

問合せ先	一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部 Tel 03-3433-1575 ※平日9:30~12:00、13:00~17:30 受付
------	--

令和4年度 1級建設機械施工管理技術検定
郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届

申込時の第一次検定希望受検地	受検番号(注1)						
フリガナ						生年月日	
氏名 (申込時)	(氏)	(名)				昭和 平成	年 月 日

(注1)：受検票に記載（令和4年6月1日発送予定）。未着等で不明の場合は、記入不要です。

※以下の変更事項の該当番号に「○」をつけて、必要事項を記入してください。

①郵便物送付先住所の変更（郵便物届け先としていない現住所の変更は、届け出不要です。）

フリガナ		
住所 (注2)	(〒 -)	
電話番号	(Tel - -) ※変更がある場合に記載	

(注2)：郵便物送付先を会社とする場合は、会社名も記入してください。

②氏名の変更（戸籍抄本等の証明書類とともに、簡易書留で送付してください。）

フリガナ			上記申込時の氏名から左記氏名に変更
氏名 (変更後)	(氏)	(名)	

③本籍の変更（戸籍抄本等の証明書類とともに、簡易書留で送付してください。）

旧本籍（都道府県名）	→	新本籍（都道府県名）	※同一の都道府県内での変更は届け出不要です。

④希望受検地の変更

第一次検定・第二次検定(筆記)		第二次検定(実技)	
(当初)	(変更)	(当初)	(変更)
(変更理由)			

⑤その他の変更

問合せ先	一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部 (Tel 03-3433-1575)
FAX送信先(注3)	03-3433-0401 (一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部あて)
郵送先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 (上記試験部あて)

(注3)：FAX送信後は、必ず問合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。

令和4年度 1級建設機械施工管理技術検定受検取消届

一般社団法人日本建設機械施工協会会長殿

都合により、下記の技術検定の受検を取り消します。

検 定 試 験	1級建設機械施工管理 [<input type="checkbox"/> 第一次検定 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 第二次検定]
※ 受検地または 受 検 番 号	
生 年 月 日	年 月 日
連絡先電話番号	
送 付 先 住 所	〒

※受検票送付前の方は「受検地」を、受検票が送付された方は「受検番号」を記入してください。

署名 _____

※署名は自筆で、正確に楷書で記入してください。

問 合 せ 先	一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部 (Tel 03-3433-1575)
FAX 送信先 (注)	03-3433-0401 (一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部あて)
郵送先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 (上記試験部あて)

(注) : FAX 送信後は、必ず問合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。

- 日付は送付日とし、必ず記入してください。
- 郵送の場合は、簡易書留で送付してください。
- 所定の期日までに取消届を受理した方へは、事務手数料を差し引いたうえで、取消を行った検
定試験の受検手数料を、上記の送付先住所へ現金書留により返還します。